

昭和五十三年通商産業省令第三十四号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律

法律施行規則

(昭和五十三年法律第三十号) 及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令(昭和五十三年政令第二百九十一号)の規定に基づき、並にこれらの法令を実施するため、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則を次のように制定する。

目次

第一章 総則 (第一条―第十二条の四)
第二章 国際出願 (第十二条―第三十八条)
第三章 國際調査 (第三十九条―第五十条の三)
第四章 國際予備審査 (第五十一条―第七十条)
第五章 雜則 (第七十一条―第八十五条)
附則 第一章 総則

四 國際出願に記載した事項と関連性のない又は不必要な記述

(代理権の証明)

法定代理権若しくは次に掲げる手続をする者の代理人の代理権又は代表者である旨は、書面をもつてこれを証明しなければならない。

一 第三十六条第一項に規定する国際出願の取下げ、条約第四条(1)(i)の規定による締約国(以下「指定国」という。)の指定の取下げ又は国際出願についての優先権の主張の取下げ

二 國際予備審査を請求する者が国際予備審査の届出

三 請求書においてする代理人又は代表者の選任の届出

四 國際出願による手続をした者が第六条第二項の規定による代理人若しくは代表者の選任の届出又は第六条の二第一項の規定による復代理人の選任の届出をする場合は、その代理人若しくは復代理人の代理権又は代表者である旨は、書面をもつて証明しなければならない。

五 特許庁長官は、代理人又は第六条第一項に規定する代表者がした前項に掲げる手続以外の手続について必要があると認めるときは、代理権又は代表者である旨を証明する書面の提出を命ずることができる。

六 手続をする者は、その者が記名し、かつ署名をした願書又は国際予備審査請求書に

七 第一項の包括委任状に記載された代理人の解任又は辞任を届け出るときは、様式第二の九又は様式第二の十によりしなければならない。

八 第二項の規定により包括委任状を提出した者は、その写しを願書、国際予備審査請求書その他の国際出願に関する書類に添付して第五条に規定する書面による証明に代えることができ

九 第二項の規定により手続をする者は、その旨を証明する書面を援用してすることができる。

一〇 第二項の規定により手続をする者は、その旨を証明する書面を援用してすることができる。

一一 第二項の規定により手続をする者は、その旨を証明する書面を援用してすることができる。

一二 第二項の規定により手続をする者は、その旨を証明する書面を援用してすることができる。

一三 第二項の規定により手続をする者は、その旨を証明する書面を援用してすることができる。

一四 第二項の規定により手続をする者は、その旨を証明する書面を援用してすることができる。

一五 第二項の規定により手続をする者は、その旨を証明する書面を援用してすることができる。

一六 第二項の規定により手続をする者は、その旨を証明する書面を援用してすることができる。

一七 第二項の規定により手続をする者は、その旨を証明する書面を援用してすることができる。

一八 第二項の規定により手続をする者は、その旨を証明する書面を援用してすることができる。

一九 第二項の規定により手続をする者は、その旨を証明する書面を援用してすることができる。

二〇 第二項の規定により手続をする者は、その旨を証明する書面を援用してすることができる。

二一 第二項の規定により手続をする者は、その旨を証明する書面を援用してすることができる。

二二 第二項の規定により手続をする者は、その旨を証明する書面を援用してすることができる。

二三 第二項の規定により手続をする者は、その旨を証明する書面を援用してすることができる。

二四 第二項の規定により手続をする者は、その旨を証明する書面を援用してすることができる。

二五 第二項の規定により手続をする者は、その旨を証明する書面を援用してすることができる。

二六 第二項の規定により手続をする者は、その旨を証明する書面を援用してすることができる。

二七 第二項の規定により手続をする者は、その旨を証明する書面を援用してすることができる。

二八 第二項の規定により手続をする者は、その旨を証明する書面を援用してすることができる。

二九 第二項の規定により手続をする者は、その旨を証明する書面を援用してすることができる。

三〇 第二項の規定により手続をする者は、その旨を証明する書面を援用してすることができる。

三一 第二項の規定により手続をする者は、その旨を証明する書面を援用してすることができる。

三二 第二項の規定により手続をする者は、その旨を証明する書面を援用してすることができる。

三三 第二項の規定により手続をする者は、その旨を証明する書面を援用してすることができる。

選任することができない旨の記載がある場合を除き、手続をした者の復代理人の選任を届け出ることができる。

二 前項の規定による届出は、様式第一の三又は様式第二の四によりしなければならない。

三 手續をした者の復代理人の解任又は辞任を届け出るときは、様式第二の五又は様式第二の六によりしなければならない。

四 発明者の氏名若しくは名称又はあて名の変更を届け出るときは、様式第三若しくは様式第三の二又は様式第四若しくは様式第四の二によりしなければならない。

五 特許庁長官は、第一項の規定により提出された書類に記載された事項の全部若しくは一部が明りようでない場合又はその書類の一部が特許庁に到達しなかつた場合は、その明りようでない部分又は到達しなかつたものとみなし、その旨を出願人に通知しなければならない。

六 特許庁長官は、第一項の規定により提出された書類に記載された事項の全部若しくは一部が明りようでない場合又はその書類の一部が特許庁に到達しなかつた場合は、その明りようでない部分又は到達しなかつたものとみなし、その旨を出願人に通知しなければならない。

七 特許庁長官は、第一項の規定により提出された書類に記載された事項の全部若しくは一部が明りようでない場合又はその書類の一部が特許庁に到達しなかつた場合は、その明りようでない部分又は到達しなかつたものとみなし、その旨を出願人に通知しなければならない。

八 特許庁長官は、出願人のした手続について第三者の許可又は同意を要するときは、書面をもつてこれを証明しなければならない。

九 特許庁長官は、出願人のした手続について第三者の許可又は同意を要するときは、書面をもつてこれを証明しなければならない。

一〇 特許庁長官は、第一項の規定により提出された書類に記載された事項の全部若しくは一部が明りようでない場合又はその書類の一部が特許庁に到達しなかつた場合は、その明りようでない部分又は到達しなかつたものとみなし、その旨を出願人に通知しなければならない。

一一 特許庁長官は、第一項の規定により提出された書類に記載された事項の全部若しくは一部が明りようでない場合又はその書類の一部が特許庁に到達しなかつた場合は、その明りようでない部分又は到達しなかつたものとみなし、その旨を出願人に通知しなければならない。

一二 特許庁長官は、第一項の規定により提出された書類に記載された事項の全部若しくは一部が明りようでない場合又はその書類の一部が特許庁に到達しなかつた場合は、その明りようでない部分又は到達しなかつたものとみなし、その旨を出願人に通知しなければならない。

一三 特許庁長官は、第一項の規定により提出された書類に記載された事項の全部若しくは一部が明りようでない場合又はその書類の一部が特許庁に到達しなかつた場合は、その明りようでない部分又は到達しなかつたものとみなし、その旨を出願人に通知しなければならない。

一四 特許庁長官は、第一項の規定により提出された書類に記載された事項の全部若しくは一部が明りようでない場合又はその書類の一部が特許庁に到達しなかつた場合は、その明りようでない部分又は到達しなかつたものとみなし、その旨を出願人に通知しなければならない。

一五 特許庁長官は、第一項の規定により提出された書類に記載された事項の全部若しくは一部が明りようでない場合又はその書類の一部が特許庁に到達しなかつた場合は、その明りようでない部分又は到達しなかつたものとみなし、その旨を出願人に通知しなければならない。

一六 特許庁長官は、第一項の規定により提出された書類に記載された事項の全部若しくは一部が明りようでない場合又はその書類の一部が特許庁に到達しなかつた場合は、その明りようでない部分又は到達しなかつたものとみなし、その旨を出願人に通知しなければならない。

一七 特許庁長官は、第一項の規定により提出された書類に記載された事項の全部若しくは一部が明りようでない場合又はその書類の一部が特許庁に到達しなかつた場合は、その明りようでない部分又は到達しなかつたものとみなし、その旨を出願人に通知しなければならない。

一八 特許庁長官は、第一項の規定により提出された書類に記載された事項の全部若しくは一部が明りようでない場合又はその書類の一部が特許庁に到達しなかつた場合は、その明りようでない部分又は到達しなかつたものとみなし、その旨を出願人に通知しなければならない。

一九 特許庁長官は、第一項の規定により提出された書類に記載された事項の全部若しくは一部が明りようでない場合又はその書類の一部が特許庁に到達しなかつた場合は、その明りようでない部分又は到達しなかつたものとみなし、その旨を出願人に通知しなければならない。

二〇 特許庁長官は、第一項の規定により提出された書類に記載された事項の全部若しくは一部が明りようでない場合又はその書類の一部が特許庁に到達しなかつた場合は、その明りようでない部分又は到達しなかつたものとみなし、その旨を出願人に通知しなければならない。

二一 特許庁長官は、第一項の規定により提出された書類に記載された事項の全部若しくは一部が明りようでない場合又はその書類の一部が特許庁に到達しなかつた場合は、その明りようでない部分又は到達しなかつたものとみなし、その旨を出願人に通知しなければならない。

二二 特許庁長官は、第一項の規定により提出された書類に記載された事項の全部若しくは一部が明りようでない場合又はその書類の一部が特許庁に到達しなかつた場合は、その明りようでない部分又は到達しなかつたものとみなし、その旨を出願人に通知しなければならない。

二三 特許庁長官は、第一項の規定により提出された書類に記載された事項の全部若しくは一部が明りようでない場合又はその書類の一部が特許庁に到達しなかつた場合は、その明りようでない部分又は到達しなかつたものとみなし、その旨を出願人に通知しなければならない。

二四 特許庁長官は、第一項の規定により提出された書類に記載された事項の全部若しくは一部が明りようでない場合又はその書類の一部が特許庁に到達しなかつた場合は、その明りようでない部分又は到達しなかつたものとみなし、その旨を出願人に通知しなければならない。

くは様式第四の二により、特許庁長官に対し、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

手續をした者がその国籍又は住所の変更を届け出るときは、様式第五の五若しくは様式第五の六によりしなければならない。

出願人の氏名若しくは名称又はあて名の変更を届け出るときは、様式第二の五又は様式第二の六によりしなければならない。

下記の規定によれば、様式第三若しくは様式第三の二又は様式第四若しくは様式第四の二によりよりしなければならない。

（包括委任状の提出等）

（代理権の証明）

（法定代理権若しくは次に掲げる手続をする者の代理人の代理権又は代表者である旨は、書面をもつてこれを証明しなければならない。）

（第三十六条第一項に規定する国際出願の取下げ、条約第四条(1)(i)の規定による締約国（以下「指定国」という。）の指定の取下げ又は国際出願についての優先権の主張の取下げ）

（請求書においてする代理人又は代表者の選任の届出）

（請求書の提出）

（手續をする者の選任等）

（手續をする者の選任）

原本の提出を命じられた者が、同項の規定により指定された期間内に当該原本を提出しなかつたときは、当該書類の提出は行われなかつたものとみなす。

(特許庁以外の条約に規定する国際調査機関等の告示)

第十一條の三 特許庁長官は、条約第十六条(2)及び条約第三十二条(2)並びに規則35.2(a)(i-i)(規則5.9.1において準用する場合を含む。)の規定により特許庁以外の条約に規定する国際調査機関及び国際予備審査機関(以下この条において「国際調査機関等」という。)の特定をしたときは、遅滞なく、その国際調査機関等の国際調査機関等によつて管轄されることとなる国際出願の種類その他必要な事項を告示しなければならない。

(謄本等の請求)
第十一條の四 出願人又はその出願人の承諾を得た者は、特許庁長官に対し、その出願人の国際出願に関する書類の謄本の交付又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号。以下「特例法」という。)第二条第一項の電子計算機に備えられたファイル(以下単に「ファイル」という。)に記録されていいる国際出願に係る事項を記載した書類の交付を請求することができる。

2 何人も、条約第二十二条に規定する国際公開(以下本条において同じ。)があつた後は、特許庁長官に対し、国際出願に関する書類の謄本の交付又はファイルで記録されている国際出願に係る事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、国際予備審査に係る書類、国際事務局が国際公開の対象から除外した情報又は規則26の2.3(h)の規定に基づき特許庁長官が国際事務局に送付しないこととした文書の全部若しくは一部については、この限りでない。

第二章 国際出願

(外国语による国際出願の言語)

第十二条 法第三条第一項の経済産業省令で定める外國語は、英語とする。

(発明の單一性)
(願書等の提出)

第十三条 国際出願は、一の発明又は規則第十三規則に規定する單一の一般的発明概念を形成する外國語は、英語とする。

(発明の單一性)
顧書、明細書、請求の範囲、必要な図面及び要約書は、それぞれ別の書面で作成しなければならない。

2 前項の書面は、各一通を提出しなければならない。
(願書の記載事項)

第十五条 法第三条第二項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 出願人のあて名(出願人が二人以上ある場合は、日本国民等である出願人のうち少なくとも一人のあて名)

二 代理人又は代表者がある場合は、代理人又は代表者の氏名及びあて名

三 指定国のうち、いざれかの国の国内法令が規定する国内出願(以下「国内出願」といふ。)をするときに発明者の氏名又は名称及びあて名を表示することを定めている場合は、これらの事項を定めている場合は、これらの方に記載する事項について優先権を主張しようとする者は、その旨及び次に掲げる事項

イ 優先権の主張の基礎となる出願が、国内出願(条約第二条(v))に規定する広域出願(以下「広域出願」という。)を除く。)

イ 優先権の主張の基礎となる出願が、国内出願(以下「広域出願」という。)を除く。)

五 出願人が、指定国のうちいざれかの国においてその国際出願が条約第四十三条に規定する追加特許追加発明者証若しくは追加実用証を受けようとする出願又は規則4.1.1に規定する継続出願若しくは一

六 出願人が選択する国際調査機関に対し、国際調査を行うに当たり、他の国際出願に係る出願番号及び出願年月日又は当該国際出願の原特許原発明者証若しくは原実用証の番号及び出願年月日

七 出願人が選択する管轄国際調査機関の表示

八 優先権の主張の基礎とする優先権を主張しようとする出願人は、条約第一条(x-i)に規定する優先日(以下「優先日」という。)から一年四月以内に、その国内出願又は国際出願を受理した当局が認証した当該国内出願又は国際出願の謄本(以下「優先権書類」という。)を、特許庁長官に対し、提出することができる。

九 前項の規定による優先権書類の提出は、様式第一十一の三又は様式第十一の四によりしなければならない。

十 前項の規定による優先権を主張しようとする出願人は、優先権を主張する旨を記載した書面を提出しなければならない。この場合において、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該優先権を主張するための書類の提出を求めることができる。

十一 前項の規定による請求をする者は、その優先権を主張する旨を記載した書面を提出しなければならない。

十二 前項の規定による請求をする者は、その優先権を主張する旨を記載した書面を提出しなければならない。

十三 前項の規定による請求をする者は、その優先権を主張する旨を記載した書面を提出しなければならない。

十四 前項の規定による請求をする者は、その優先権を主張する旨を記載した書面を提出しなければならない。

十五 前項の規定による請求をする者は、その優先権を主張する旨を記載した書面を提出しなければならない。

十六 前項の規定による請求をする者は、その優先権を主張する旨を記載した書面を提出しなければならない。

十七 前項の規定による請求をする者は、その優先権を主張する旨を記載した書面を提出しなければならない。

十八 前項の規定による請求をする者は、その優先権を主張する旨を記載した書面を提出しなければならない。

十九 前項の規定による請求をする者は、その優先権を主張する旨を記載した書面を提出しなければならない。

二十 前項の規定による請求をする者は、その優先権を主張する旨を記載した書面を提出しなければならない。

二十一 前項の規定による請求をする者は、その優先権を主張する旨を記載した書面を提出しなければならない。

二十二 前項の規定による請求をする者は、その優先権を主張する旨を記載した書面を提出しなければならない。

二十三 前項の規定による請求をする者は、その優先権を主張する旨を記載した書面を提出しなければならない。

二十四 前項の規定による請求をする者は、その優先権を主張する旨を記載した書面を提出しなければならない。

二十五 前項の規定による請求をする者は、その優先権を主張する旨を記載した書面を提出しなければならない。

二十六 前項の規定による請求をする者は、その優先権を主張する旨を記載した書面を提出しなければならない。

二十七 前項の規定による請求をする者は、その優先権を主張する旨を記載した書面を提出しなければならない。

二十八 前項の規定による請求をする者は、その優先権を主張する旨を記載した書面を提出しなければならない。

(要約書の記載事項等)
第二十条 要約書には、明細書、請求の範囲及び図面に記載されている発明の概要を記載しなければならない。

二 要約書は、様式第十一又は様式第十一の二により作成しなければならない。

第二十一条 国際出願において国内出願又は国際出願を基礎とする優先権を主張しようとする出願人は、条約第一条(x-i)に規定する優先日(以下「優先日」という。)から一年四月以内に、その国内出願又は国際出願を受理した当局が認証した当該国内出願又は国際出願の謄本(以下「優先権書類」という。)を、特許庁長官に対し、提出することができる。

三 前項の規定による優先権書類の提出は、様式第一十一の三又は様式第十一の四によりしなければならない。

四 前項の規定による優先権書類の提出は、様式第一十一の三又は様式第十一の四によりしなければならない。

五 前項の規定による優先権書類の提出は、様式第一十一の三又は様式第十一の四によりしなければならない。

六 前項の規定による優先権書類の提出は、様式第一十一の三又は様式第十一の四によりしなければならない。

七 前項の規定による優先権書類の提出は、様式第一十一の三又は様式第十一の四によりしなければならない。

八 前項の規定による優先権書類の提出は、様式第一十一の三又は様式第十一の四によりしなければならない。

九 前項の規定による優先権書類の提出は、様式第一十一の三又は様式第十一の四によりしなければならない。

十 前項の規定による優先権書類の提出は、様式第一十一の三又は様式第十一の四によりしなければならない。

十一 前項の規定による優先権書類の提出は、様式第一十一の三又は様式第十一の四によりしなければならない。

十二 前項の規定による優先権書類の提出は、様式第一十一の三又は様式第十一の四によりしなければならない。

十三 前項の規定による優先権書類の提出は、様式第一十一の三又は様式第十一の四によりしなければならない。

十四 前項の規定による優先権書類の提出は、様式第一十一の三又は様式第十一の四によりしなければならない。

十五 前項の規定による優先権書類の提出は、様式第一十一の三又は様式第十一の四によりしなければならない。

十六 前項の規定による優先権書類の提出は、様式第一十一の三又は様式第十一の四によりしなければならない。

十七 前項の規定による優先権書類の提出は、様式第一十一の三又は様式第十一の四によりしなければならない。

十八 前項の規定による優先権書類の提出は、様式第一十一の三又は様式第十一の四によりしなければならない。

十九 前項の規定による優先権書類の提出は、様式第一十一の三又は様式第十一の四によりしなければならない。

二十 前項の規定による優先権書類の提出は、様式第一十一の三又は様式第十一の四によりしなければならない。

二十一 前項の規定による優先権書類の提出は、様式第一十一の三又は様式第十一の四によりしなければならない。

二十二 前項の規定による優先権書類の提出は、様式第一十一の三又は様式第十一の四によりしなければならない。

二十三 前項の規定による優先権書類の提出は、様式第一十一の三又は様式第十一の四によりしなければならない。

(手続の補正)

第三十条 法第六条第六号の経済産業省令で定める方式は、次に掲げる方式とする。

一 出願人の氏名又は名称、国籍、住所又は居所及びあて名(出願人が二人以上ある場合にあっては、日本国民等である出願人のうち少なくとも一人の国籍、住所又は居所及びあて名)の記載があること。

二 提出者の氏名又は名称の記載及び署名(提出者が二人以上ある場合には、その提出者のうち少なくとも一人の氏名又は名称の記載及び署名)があること。

三 願書にあつては、別に定める様式により、明細書、請求の範囲、図面及び要約書にあつては、様式第八から様式第十一の二までにより、それぞれ作成されていること。

(意見書の提出)

第三十一条の二 出願人は、法第六条の規定により、手続の補正をすべきことを命じられたときは、同条の規定により指定された期間内に限り、意見書を提出することができる。

二 前項の意見書は、様式第一の七又は様式第十一の八により作成しなければならない。

(手続正書の様式)

第三十二条 法第六条の規定による命令に基づく手続の補正は、様式第十五又は様式第十五の二によりしなければならない。

(手数料の納付の補正)

第三十三条の二 特許庁長官は、国際出願をした者が法第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分を除く。)の規定により納付すべき手数料を国際出願が特許庁に到達した日から一月以内に納付しないときは、当該手数料の納付の補正をすべきことを命じなければならない。

二 前項の規定による手数料の納付の補正は、様式第二十九又は様式第二十九の二によりしなければならない。(取り下げられたものとみなす旨の決定)

第三十四条 法第七条第二号の経済産業省令で定める期間は、前条第一項の規定により手数料の納付の補正を命じた日から一月とする。

第三十五条 特許庁長官は、法第七条の規定により、国際出願が取り下げられたものとみなす旨(取り下げられたものとみなす旨の決定の通知等)

の決定をしたときは、その旨を出願人に通知しなければならない。

二 特許庁長官は、法第七条第三号に該当するものとして国際出願が取り下げられたものとみなす旨の決定をしようとするときは、あらかじめその旨及び理由を出願人に通知しなければならない。

三 出願人は、前項の規定により通知を受けたときは、通知の日から二月以内に、特許庁長官に對し、抗弁書を提出することができる。

四 前項の抗弁書は、様式第十六又は様式第十六の二により作成しなければならない。

(国際出願等の取下げ)

第三十六条 出願人は、優先日から二年六月を超えるまでは、特許庁長官に対し、国際出願の取下げ、指定国(の指定期間)の取下げ又は国際出願についての優先権の主張の取下げをすることができる。

二 出願人が前項に規定する取下げをした場合において、当該取下げに係る指定国又は条約第三十一条(4)(a)に規定する選択国(以下「選択国」という。)が条約第二十三条又は条約第四十条の規定に基づき既に国際出願の処理又は審査を開始しているときは、当該指定国又は選択国についての当該取下げは行われなかつたものとみなす。

三 法第十八条第三項において準用する特許法第一百九十五条第六項の規定による軽減を受けれる者を含む者の共有に係る場合であつて、持分の割合を乗じて得た額

四 第一項の取下げは、様式第十七又は様式第十
七の二によりしなければならない。

二 第一項の取下げは、出願人の代理人(すべての出願人を代理する者に限る。)又は代表者(法第十六条第二項の規定により指定された代表者を除く。)がいない場合は、すべての出願人が記名し、かつ、署名をした書面によらなければならぬ。

(手数料の一一部返還)

第三十七条 出願人は、出願時の国際出願に係る書類又はその手続の補完、明細書等の引用補充、欠落部分の補充、適當な明細書等の補充若しくは手続の補正額を合算して得た額

三 第一項の取下げは、特許庁長官に対し、請求することができる。前項の書類の贈本の交付を請求する者が必要書類を提出したときは、これを用いて贈本を充てんすることができる。

二 前二項の書類の贈本には、原本と相違がないことを認証する旨を記載し、特許庁長官が指定する職員が記名し、かつ、印を押さなければならぬ。

(ファイル記録事項の請求)

第三十七条の二 出願人は、ファイルに記録されている出願時の国際出願に係る事項又はその手続の補完、明細書等の引用補充、欠落部分の補充、適當な明細書等の補充若しくは手続の補正に係る事項を記載した書類の交付を、特許庁長官に対し、請求することができる。

二 前項の書類には、記載事項がファイルに記録されたときは、法第十八条第二項(同項の表一の項に掲げる部分に限る。)の規定により納付された手数料(同項に規定する同表の第三欄に掲げる金額に係る部分に限る。以下「納付手数料」という。)のうち次の各号に掲げる場合に応じ

当該各号に定める金額を減じた額を出願人の請求により返還する。

一 次号及び第三号に該当する場合以外の場合一万七千円(法第十八条の二の規定による手数料の軽減(以下「軽減」という。))を受ける者にあっては、一万七千円に軽減の割合を乗じて得た額。第三号において同じ。)

二 法第十八条第三項において準用する特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第二百九十五条第五項の規定による国と国以外の者との共有に係る場合(軽減を受ける者を含む者の共有に係る場合を除く。)であつて、持分の定めがある場合一万七千円に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額

三 法第十八条第三項において準用する特許法第一百九十五条第六項の規定による軽減を受けれる者を含む者の共有に係る場合であつて、持分の定めがある場合一万七千円にその持分の割合を乗じて得た額

四 前項の規定により算定した額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(贈本の請求等)

第三十七条の二 出願人は、出願時の国際出願に係る書類を提出したときは、これを用いて贈本を充てんすることができる。

二 前二項の書類の贈本には、原本と相違がないことを認証する旨を記載し、特許庁長官が指定する職員が記名し、かつ、印を押さなければならぬ。

(調査用写しの受領の通知)

第三十九条 特許庁長官は、調査用写しを受領したときは、その旨及びその受領した年月日を出願人に通知しなければならない。

(国際調査報告の記載事項)

第四十条 国際調査報告には、次に掲げる事項を記載し、国際調査をした審査官の氏名を表示しなければならない。

二 出願人の氏名又は名称

三 国際出願日

四 国際調査を完了した年月日

五 国際特許分類による発明の属する分野の分類の記号

六 国際調査を行つた分野の分類の記号

七 関連する技術に関する文献

八 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(国際調査機関の見解書)

第四十一条の二 特許庁長官は、審査官に、規則43の2、1(a)の規定による国際調査機関の見解書面による見解(以下「国際調査機関の見解書」という。)を国際調査をする際に作成せなければならぬ。

二 審査官は、国際調査及び国際予備審査を同時に開始する場合であつて、国際出願が条約第三

時の国際出願と同一であることの認証を、特許庁長官に対し、請求することができる。

二 特許庁長官は、規則24、2(a)の規定により国際事務局が送付する受理の通知を受領し、受ける者にあっては、特許庁長官が指名する職員が記名し、かつ、印を押さなければならぬ。

三 第一項の認証にあつては、特許庁長官が指定する職員が記名し、かつ、印を押さなければならぬ。

(証明書の請求)

第三十八条 出願人は、特許庁長官に対し、パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国において優先権を主張するための国際出願に関する書類について証明書の交付を請求することができる。

二 前項の証明書の交付を請求する者は、その優先権を主張する旨及び出願しようとする国の国名(国際出願にあつては国際出願である旨)を記載した書面を提出しなければならない。この場合において、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該優先権を主張するための書類の提出を求めることができる。

(調査用写しの受領の通知)

第三十九条 特許庁長官は、調査用写しを受領したときは、その旨及びその受領した年月日を出願人に通知しなければならない。

(国際調査報告の記載事項)

第四十条 国際調査報告には、次に掲げる事項を記載し、国際調査をした審査官の氏名を表示しなければならない。

二 出願人の氏名又は名称

三 国際出願日

四 国際調査を完了した年月日

五 国際特許分類による発明の属する分野の分類の記号

六 国際調査を行つた分野の分類の記号

七 関連する技術に関する文献

八 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(国際調査機関の見解書)

第四十一条の二 特許庁長官は、審査官に、規則43の2、1(a)の規定による国際調査機関の見解書面による見解(以下「国際調査機関の見解書」という。)を国際調査をする際に作成せなければならぬ。

二 審査官は、国際調査及び国際予備審査を同時に開始する場合であつて、国際出願が条約第三

一 法第十八条第二項の表一の項第二欄に掲げる場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロ及びハに該当する場合以外の場合 五万七千円（軽減を受ける者にあつては、五万七千円に輕減の割合を乗じて得た額。ハにおいて同じ。）

ロ 法第十八条第三項において準用する特許法第一百九十五条第五項の規定による国と国外の者の共有に係る場合（軽減を受けた者を含む者の共有に係る場合を除く。）であつて、持分の定めがある場合 五万七千円に國以外の者の持分の割合を乗じて得た額

ハ 法第十八条第三項において準用する特許法第一百九十五条第六項の規定による軽減を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて、持分の定めがある場合（國以外の各共有者ごとに五万七千円にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額

二 法第十八条第二項の表一の項第二欄に掲げる場合 六万七千円

前項の規定は、国際出願の願書に特許出願又は実用新案登録出願に係る第十五条第六号の事項が記載されている場合（当該特許出願又は当該実用新案登録出願の出願人が当該国際出願の出願人と同一である場合に限る。）において、当該国際出願についての国際調査報告を作成するために当該特許出願の審査又は当該実用新案登録出願若しくは実用新案登録についての実用新案技術評価の結果の相当部分を利用することができる場合に準用する。

前二項の規定により算定した額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第五十条の二 削除

3

（塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等）

第五十条の三 塩基配列又はアミノ酸配列（以下この条において「配列」という。）を含む国際出願をする者は、特許庁長官が定めるところにより作成了した配列表（以下この条において「所定の配列表」という。）を、特許庁長官が定める方式に従つて記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）（以下この条において「所定の磁気ディスク」という。）を、願書に添付して特許庁長官に提出しなければならない。

2 所定の配列表がフリー・テキストを含むとき
3 は、当該フリー・テキストを、英語により、記載するものとする。ただし、当該フリー・テキストと同一の内容を、英語以外の外国语又は日本語により、併せて記載することができる。
4 所定の配列表について法第四条第二項若しくは法第十七条の規定による手続補完をする場合、第二十九条の二若しくは第二十九条の三の規定による明細書等の引用補充をする場合又は第二十九条の六若しくは第二十九条の七の規定による欠落部分の補充若しくは適当な明細書等の補充をする場合には、第一項の規定にかかわらず、所定の磁気ディスクを様式第十二又は様式第十二の二により作成した手續補完書又は手續補充書に添付して特許庁長官に提出しなければならない。
5 願書又は様式第十二若しくは様式第十二の二により作成した手續補完書若しくは手續補充書に添付した所定の磁気ディスクに記録した所定の配列表は、国際出願の出願時における明細書に記載した事項とみなす。
6 所定の配列表について法第六条の規定による命令に基づく補正、法第十一条の規定による補正及び第七十七条第一項の規定による訂正の請求（以下この項において「補正等」という。）をするときは、補正等後の配列表を記録した所定の磁気ディスクを様式第十五又は様式第十五の二により作成した手續補正書（第七十七条第一項の規定による訂正を請求する場合にあっては、様式第二十又は様式第二十六の二により作成した訂正請求書）に添付して特許庁長官に提出しなければならない。
7 特許庁長官は、出願人が所定の磁気ディスク（所定の配列表が第二項の規定に従つて作成されたものに限る。）を願書に添付していない場合はその磁気ディスクを、相当の期間を指定して、提出すべきことを命ずることができる。
8 第六項の規定により所定の磁気ディスクを提出すべきことを命じられた者が同項の規定によらぬ。

9 第七項に規定する所定の磁気ディスクに記録した事項は、願書に添付した明細書に記載したこと項とみなさない。

10 出願人は、所定の配列表を第十七条の規定に基づき明細書に記載する事項として作成し、特例法第二条第一項に規定する電子計算機から入力する事項により同法第三条第一項に規定する特定手続とともに特許庁長官に提出することができる。この場合においては、所定の磁気ディスクを提出することを要しない。

11 第六項の規定による命令に基づく磁気ディスクの提出をする者は、所定の配列表を特例法第二条第一項に規定する電子計算機から入力する事項により、同法第三条第一項に規定する特定手続とともに特許庁長官に提出することができる。この場合においては、所定の磁気ディスクを提出することを要しない。

第四章 国際予備審査

(国際予備審査の請求ができない場合)

第五十一条 法第十条第一項の経済産業省令で定める場合は、出願人の指定する指定国がすべての場合に特許庁長官に提出することができることを、その場合においては、所定の磁気ディスクを提出することを要しない。

第五十二条 法第十条第一項の経済産業省令で定める期間は、国際調査報告及び国際調査機関の見解書又は法第八条第二項の規定による決定の通知を出願人に送付した日から三月又は当該国際出席の優先日から一年十月のうちいずれか遅い日までとする。

2 特許庁長官は、前項に規定する期間経過後に請求は行われなかつたものとみなし、その旨を出願人に通知しなければならない。

(国際予備審査請求書の記載事項)

第五十二条 法第十条第二項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 國際予備審査を請求する旨の申立て

二 出願人の氏名又は名称、国籍、住所又は居所及びあて名(出願人が二人以上ある場合には、あつては、出願人のうち少なくとも一人の国籍、住所又は居所及びあて名)

三 代理人又は代表者(法第十六条第二項の規定により指定された代表者を除く。)がある場合は、代理人又は代表者の氏名及びあて名

四 発明の名称

五 当該国際予備審査の請求に係る国際出願の
国際出願番号及び国際出願日（第二十二条及び
第二十三条の規定による通知がされていない
ときは、当該国際出願の受理官庁の名称）

六 約定第十九条（一）又は法第十一條の規定
による補正がある場合は、その旨

（外国語による国際予備審査の請求の言語）

第五十二条の二 法第十条第二項の経済産業省令
で定める外国語は、国際予備審査の請求に係る
国際出願が第十二条に定める外国語でされた場合
における当該外国語とする。

（国際予備審査請求書の様式等）

第五十三条 国際予備審査請求書は、印刷又はコ
ンピューター印字による別に定める様式により
作成しなければならない。

2 国際予備審査請求書は、一通を提出しなけれ
ばならない。

3 第一項の書面に于ける出願人の署名は、第二条
第三項の規定にかかわらず、出願人が二人以上
ある場合には、出願人のうち少なくとも
一人の署名とする。

（国際予備審査の開始の延期の請求）

第五十三条の二 国際予備審査を請求した出願人
は、規則69. 1 (a) の規定に従い、特許庁長官
に対し、第五十五条の二第一項に規定する
期間が満了した時に国際予備審査を開始するよ
う請求することができる。

2 前項の請求は、国際予備審査請求書又は様式
第二十一の三若しくは様式第二十一の四により
しなければならない。

（国際予備審査請求書の受理の年月日等の通知）

第五十四条 特許庁長官は、国際予備審査請求書
を受理したときは、その受理の年月日を出願人
に通知しなければならない。

2 特許庁長官は、特許協力条約に基づく国際出
願等に関する法律施行令（以下「令」という。）
第一条第三項の規定により国際予備審査の請求
が初めからなかつたものとみなされたときは、
その旨を出願人に通知しなければならない。
(手数料の納付)

第五十四条の二 国際予備審査の請求をした出願
人は、法第十八条第二項（同項の表三の項に掲
げる部分に限る。）の規定により納付すべき手
数料を国際予備審査請求書を受理した日から一
月又は当該国際出願の優先日から一年十月のう

ちいすれか遅い日までに納付しなければならない。

(国際予備審査の請求に伴う補正の期間)

第五十五条 法第十二条の規定により期間を定める。

期間は、次に掲げるいずれかの期間とする。

一 國際予備審査の請求をした時から國際予備審査報告の作成が開始されるまでの期間

二 審査官が、法第十三条の規定により期間を指定して答弁書を提出する機会を与えた場合における当該指定した期間

三 審査官が、出願人の請求により期間を指定して補正書を提出する機会を与えた場合における当該指定した期間

(国際調査機関の見解書についての答弁)

第五十五条の二 國際調査機関の見解書は、國際予備審査が請求され、かつ、当該國際調査機関の見解書の内容が規則66.2(a)に掲げるものに該当する場合には、規則66.2(a)の規定による國際予備審査機関の最初の書面による見解とみなす。

出願人は、前項の國際予備審査機関の書面による見解に対し、國際予備審査を請求した時から第五十一条の二第一項に定める期間の満了までに答弁書を提出することができる。

第五十六条 國際予備審査報告には、次に掲げる事項を記載し、國際予備審査をした審査官の氏名を表示しなければならない。

一 国際出願番号

二 出願人の氏名又は名称

三 国際出願日

四 國際予備審査請求書の受理の年月日

五 國際予備審査報告を作成した年月日

六 國際特許分類による発明の属する分野の分類の記号

七 請求の範囲に記載されている発明の条約第三十三条(2)(3)又は(4)に規定する新規性・進歩性又は産業上の利用可能性についての見解

八 前号の見解に関連する技術に関する文献

九 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

い。國際予備審査報告には、「特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第二章)」という表題を付し、國際予備審査機関で作成された國際予備審査報告である旨を記載しなければならぬ。

(国際予備審査報告等の送付)

第五十七条 特許庁長官は、審査官が國際予備審査報告を作成したときは、当該國際予備審査報告及びその附属書類を、國際事務局に送付する

と同時に、出願人に送付しなければならない。

(手数料の追加の納付)

第五十八条 特許庁長官は、法第十二条第三項の規定により國際予備審査を受けようとする請求

の範囲を減縮し、又は手数料を追加して納付すべきことを命ずるときは、次に掲げる事項を記載した文書によりしなければならない。

一 条約第三十四条(3)(a)に規定する發明の單一性の要件(以下この条において「發明の單一性の要件」という。)を満たすこと

二 追加して納付すべき手数料の金額

(請求の範囲の減縮等の様式)

第五十九条 法第十二条第三項の規定による命令に基づく請求の範囲の減縮又は手数料の納付は、様式第二十二又は様式第二十二の二によりしなければならない。

(國際予備審査報告に係る発明の区分方法)

第六十条 法第十二条第四項の規定による区分は、納付された手数料で充当しうる數の発明につき、審査官が主要な発明と認める順序(審査官がその順序を定めることができないときはその請求の範囲における発明の記載の順序)に従つて手数料が納付されたものとみなし、そのみなされた発明に係る部分を手数料の納付があつた発明に係る部分として行うものとする。

(答弁書を提出する機会の付与の事由)

第六十一条 法第十四条の規定により納付された手数料で充当しうる數の発明につき、審査官が主要な発明と認める順序(審査官がその順序を定めることができないときはその請求の範囲における発明の記載の順序)に従つて手数料が納付されたものとみなし、そのみなされた発明に係る部分を手数料の納付があつた発明に係る部分として行うものとする。

(答弁書の様式)

第六十二条 法第十三条及び前条の答弁書は、様式第二十三又は様式第二十三の二により作成しなければならない。

(國際予備審査請求書の不備の事由)

第六十三条 法第十四条の規定により納付された手数料で充当しうる數の発明につき、審査官が主要な発明と認める順序(審査官がその順序を定めることができないときはその請求の範囲における発明の記載の順序)に従つて手数料が納付されたものとみなし、そのみなされた発明に係る部分を手数料の納付があつた発明に係る部分として行うものとする。

(答弁書を提出する機会の付与の事由)

第六十四条 特許庁長官は、優先権の主張の基礎となる出願に係る翻訳文

り、相当の期間を指定して、出願人に対し、国際予備審査の請求に係る国际出願に関する答弁書を提出する機会を与えることができる。

(答弁書の様式)

第六十五条 法第十二条第三項の規定による命令に基づく請求の範囲の減縮又は手数料の納付は、様式第二十二又は様式第二十二の二により作成しなければならない。

(國際予備審査請求書の不備の事由)

第六十六条 法第十二条第三項までの規定(法第十九条第一項後段の政令でこれらの規定の特例を定めたときは、当該特例に係る当該政令の規定)に違反していること。

第六十七条 法第十六条第三項の規定又は法第十九条第一項において準用する特許法第七条第一項から第三項までの規定(法第十九条第一項後段の政令でこれらの規定の特例を定めたときは、当該特例に係る当該政令の規定)に違反していること。

第六十八条 提出者の氏名若しくは名称の記載又は署名がないこと(提出者が二人以上ある場合にあっては、その提出者のうち少なくとも一人の氏名又は名称の記載及び署名がある場合を除く)。

(國際予備審査の請求の手続の補完等の期間)

第六十九条 令第一条第一項及び第二項の経済産業省令で定める期間は、一月以上の期間であつて特許庁長官が相当の期間として指定するものとする。

第七十条 特許庁長官は、令第一条第三項の規定により成されていないこと。

第七十一条 特許庁長官は、令第一条第一項の経済産業省令で定める事由によつて、前項第一号に掲げる事由のうち國際予備審査請求書に第五十二条第二号に掲げる事項

縮せず、又はその命じられた金額の手数料を追加して納付しなかつた場合において、その請求の範囲のうち第六十条の規定により手数料の納付があつた発明に係る部分とされない部分があつた発明により手数料の納付があつた場合は、その命じられた金額の手数料を追加して納付しなければならない。

又は第四号若しくは第五号に掲げる事項が記載されていないこと。

一 前項第二号に掲げる事由

(補正書が添付されていないときの補正書の提示)

2 前項の規定による申出は、様式第二十四又は様式第二十四の二によりしなければならない。

(國際予備審査の開始の申出)

第六十六条 国際予備審査の請求をした出願人は、規則53.9(b)の規定により、国際予備審査の開始を延期することを希望する旨を国際予備審査請求書に記載した場合において、当該国際予備審査の請求に係る条約第十九条(1)の規定による国際出願の補正をしないこととしたときは、特許庁長官に対し、国際予備審査の開始を求める旨の申出をすることができる。

(翻訳文を提出することを出願人に命ずることができる。

(優先権の主張の基礎となる出願に係る翻訳文)

り、相当の期間を指定して、出願人に対し、国際予備審査の請求に係る国际出願に関する答弁書を提出する機会を与えることができる。

(答弁書の様式)

第六十三条の二 特許庁長官は、國際予備審査請求書に法第十二条の規定による補正がある旨の記載がある場合において、その補正書が当該国際予備審査請求書に添付されていないときは、二月以内に日本語又は第五十二条の二に定める外國語により記載されている場合において、国際予備審査をするために必要があるときは、二月以内に日本語又は第五十二条の二に定める外國語のうち「の言語によるその翻訳文を提出することを出願人に命ずることがなければならない。

(優先権の主張の基礎となる出願に係る翻訳文)

り、相当の期間を指定して、出願人に対し、国際予備審査の請求に係る国际出願に関する答弁書を提出する機会を与えることができる。

(答弁書の様式)

第六十二条 法第十三条及び前条の答弁書は、様式第二十三又は様式第二十三の二により作成しなければならない。

(國際予備審査請求書の不備の事由)

第六十三条 法第十四条の規定により納付された手数料で充当しうる數の発明につき、審査官が主要な発明と認める順序(審査官がその順序を定めることができないときはその請求の範囲における発明の記載の順序)に従つて手数料が納付されたものとみなし、そのみなされた発明に係る部分を手数料の納付があつた発明に係る部分として行うものとする。

(答弁書の様式)

第六十四条 特許庁長官は、優先権の主張の基礎となる出願に係る翻訳文

り、相当の期間を指定して、出願人に対し、国際予備審査の請求に係る国际出願に関する答弁書を提出する機会を与えることができる。

(答弁書の様式)

第六十五条 法第十二条第三項の規定による命令に基づく請求の範囲の減縮又は手数料の納付は、様式第二十二又は様式第二十二の二により作成しなければならない。

(國際予備審査請求書の不備の事由)

第六十六条 法第十二条第三項までの規定(法第十九条第一項後段の政令でこれらの規定の特例を定めたときは、当該特例に係る当該政令の規定)に違反していること。

第六十七条 法第十六条第三項の規定又は法第十九条第一項において準用する特許法第七条第一項から第三項までの規定(法第十九条第一項後段の政令でこれらの規定の特例を定めたときは、当該特例に係る当該政令の規定)に違反していること。

第六十八条 提出者の氏名若しくは名称の記載又は署名がないこと(提出者が二人以上ある場合にあっては、その提出者のうち少なくとも一人の氏名又は名称の記載及び署名がある場合を除く)。

(國際予備審査の請求の手続の補完等の期間)

第六十九条 令第一条第一項及び第二項の経済産業省令で定める期間は、一月以上の期間であつて特許庁長官が相当の期間として指定するものとする。

第七十条 特許庁長官は、令第一条第三項の規定により成されていないこと。

第七十一条 特許庁長官は、令第一条第一項の経済産業省令で定める事由によつて、前項第一号に掲げる事由のうち國際予備審査請求書に第五十二条第二号に掲げる事項

(出願人の氏名又は名称及び名に限る。)

又は第四号若しくは第五号に掲げる事項が記載されていないこと。

一 前項第二号に掲げる事由

(補正書が添付されていないときの補正書の提示)

2 前項の規定による申出は、様式第二十四又は様式第二十四の二によりしなければならない。

(國際予備審査の開始の申出)

第六十六条 国際予備審査の請求をした出願人は、規則53.9(b)の規定により、国際予備審査の開始を延期することを希望する旨を国際予備審査請求書に記載した場合において、当該国際予備審査の請求に係る条約第十九条(1)の規定による国際出願の補正をしないこととしたときは、特許庁長官に対し、国際予備審査の開始を求める旨の申出をすることができる。

(翻訳文を提出することを出願人に命ずることができる。

(優先権の主張の基礎となる出願に係る翻訳文)

り、相当の期間を指定して、出願人に対し、国際予備審査の請求に係る国际出願に関する答弁書を提出する機会を与えることができる。

(答弁書の様式)

第六十三条 法第十二条第三項の規定による命令に基づく請求の範囲の減縮又は手数料の納付は、様式第二十二又は様式第二十二の二により作成しなければならない。

(國際予備審査請求書の不備の事由)

第六十四条 法第十二条第三項までの規定(法第十九条第一項後段の政令でこれらの規定の特例を定めたときは、当該特例に係る当該政令の規定)に違反していること。

第六十七条 法第十六条第三項の規定又は法第十九条第一項において準用する特許法第七条第一項から第三項までの規定(法第十九条第一項後段の政令でこれらの規定の特例を定めたときは、当該特例に係る当該政令の規定)に違反していること。

第六十八条 提出者の氏名若しくは名称の記載又は署名がないこと(提出者が二人以上ある場合にあっては、その提出者のうち少なくとも一人の氏名又は名称の記載及び署名がある場合を除く)。

(國際予備審査の請求の手続の補完等の期間)

第六十九条 令第一条第一項及び第二項の経済産業省令で定める期間は、一月以上の期間であつて特許庁長官が相当の期間として指定するものとする。

第七十条 特許庁長官は、令第一条第三項の規定により成されていないこと。

第七十一条 特許庁長官は、令第一条第一項の経済産業省令で定める事由によつて、前項第一号に掲げる事由のうち國際予備審査請求書に第五十二条第二号に掲げる事項

(国際出願等の規定の準用)
第七十条 第二十四条の規定は、令第一条第一項の規定による命令に基づく手続の補完に準用する。

2 第三十一条の規定は、法第十二条の規定による補正及び令第一条第二項の規定による命令に基づく手続の補正(法第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る)の規定により納付すべき手数料の納付の補正を除く)に準用する。

3 第三十一条の二第二項の規定は、令第一条第二項の規定による命令に基づく手続の補正(法第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る)の規定により納付すべき手数料の納付の補正に限る)に準用する。

4 第四十二条の規定は、法第十二条第二項第一号の国際予備審査を要しないものとして経済産業省令で定める事項に準用する。

5 第四十四条から第四十五条の四までの規定は、法第十二条第三項の規定により請求の範囲を減縮し又は手数料を追加して納付すべきことを命じられた出願人のする追加手数料異議の申立てに準用する。この場合において、第四十四条第一項中「条約第十七条(3)(a)」とあるのは、「条約第三十四条(3)(a)」と読み替えるものとする。

6 第五十条の三第五項から第八項まで及び第十一项の規定は、塩基配列又はアミノ酸配列を含む国際出願につき、特許庁長官が審査官に国际予備審査報告を作成させるとときに準用する。

(特許庁長官による代表者の指定)
第七十一条 法第十六条第二項の規定による出願人の代表者の指定は、出願人として願書に記載されている日本国民等のうち、最初に記載されているものについて行うものとする。
(手続の補完等の特例が認められない場合)
第七十二条 法第十七条の経済産業省令で定める場合は、次の各号に掲げる手続を当該各号に掲げる日から二月を経過した後に執つた場合とする。
一 法第四条第二項の規定による命令を受けた場合に執るべき手続 国際出願として提出された書類が特許庁に到達した日
二 法第五条第一項の規定による通知を受けた場合に執るべき手続 国際出願日
(発明の数の算定の方法)
第七十三条 令第二条第八項に規定する発明の数の算定は、請求の範囲に記載されている発明

を、一の発明が異なる二以上の区分に属するとのないようにして、一の発明又は規則第十三条の規定による命令によることとする。

規則に規定する一群の発明に該当する二以上の発明に区分して行うものとする。この場合において、二以上の区分の方針がある場合であつて、それぞれにより区分した数が異なるときは、区分した数が最小となる方法で行うものとする。

(書面の提出期間の特例)
第七十三条の二 法又は法に基づく命令の規定により特許庁に提出する書面であつてその提出期間が定められており、かつ、特許庁長官又は審査官の命令又は通知の書面の発送の日から当該提出期間が開始するもの(以下この条において「提出書面」という。)を提出しようとする場合において、その命令又は通知の書面を発送の日の後七日よりも遅い日に受領したことにより、当該提出期間内に提出書面が特許庁に到達しなかつたときは、出願人は、特許庁長官に対し、その旨を証明する証拠を提出することができ

る。

2 特許庁長官は、前項の規定により提出した証拠により、出願人が当該命令又は通知の書面を立てに準用する。この場合において、第四十四条第一項中「条約第十七条(3)(a)」とあるのは、「条約第三十四条(3)(a)」と読み替えるものとする。

3 第一項に規定する場合において、出願人又は代理人が書面をその提出期間内に特許庁に提出することができるなかつた原因が特許庁長官が認めたものとして取り扱わなければならない。

4 法又は法に基づく命令の規定により特許庁に提出する書面であつてその提出期間が定められ、かつ、出願人が当該事由がなくなつた日の翌日に当該書面を提出したときは、特許庁長官は、その書面をこの提出期間内に提出されることはできなかつた原因が特許庁長官が認めたものとして取り扱わなければならない。

5 法又は法に基づく命令の規定により特許庁に提出する書面であつてその提出期間が定められ、かつたときは、出願人は、特許庁長官に対し、その旨を証明する証拠を提出することができ

る。

2 特許庁長官は、前項の規定により提出した証拠により、出願人が当該命令又は通知の書面を

発送の日の後七日よりも遅い日に受領したと認めめたときは、提出書面の提出期間が当該命令又は通知の書面の発送の日の後七日を超える日数に等しい日数を加えた日に満了するものとして取り扱わなければならない。

3 第七十三条の三 法又は法に基づく命令の規定により特許庁に提出する書面であつてその提出期間が定められているものを提出しようとする場合において、規則82の4.1(a)に規定する事由により、当該出願人又は代理人が当該提出期間内にその書面を特許庁に提出することができなかつたときは、出願人は、特許庁長官に對し、その旨及び当該事由がなくなつた後できる限り速やかに当該書面を提出したことを証明する証拠を、当該提出期間の経過後六ヶ月以内に提出することができる。ただし、当該証明する証拠については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略せざる旨を、当該書面又は特許庁長官が指定する書面に記載しなければならない。

4 特許庁長官は、前項の規定により提出された書類に明らかな誤りがあることを発見したときは、前項の規定により請求をすべきことを出願人に命ずることができる。

5 特許庁長官は、第一項の規定による請求に係る訂正を認める場合にあつてはその旨を、認め

出期間内に特許庁に提出することができなかつた原因が同項に規定する事由によるものであると認められ、かつ、出願人が当該事由がなくなつた後でできる限り速やかに当該書面を提出したことを証明したときは、その書面をこの提出期間内に提出されたものとして取り扱わなければならぬ。

3 特許庁長官は、第一項の規定により提出された証拠により、当該書面がその提出期間内に特許庁に到達しなかつた原因が郵便又は信書便の提出によるものであると認めめたときは、当該書面を当該提出期間内に提出されたものとして取り扱わなければならない。

4 特許庁長官は、必報があると認めるときは、更に二月を超えない範囲内において前項の規定により延長された期間を延長することができる。

5 特許庁長官は、必報があると認めるときは、更に二月を超えない範囲内において前項の規定により延長された期間を延長することができる。

6 特許庁長官は、必報があると認めるときは、更に二月を超えない範囲内において前項の規定により延長された期間を延長することができる。

7 特許庁長官は、必報があると認めるときは、更に二月を超えない範囲内において前項の規定により延長された期間を延長することができる。

8 特許庁長官は、必報があると認めるときは、更に二月を超えない範囲内において前項の規定により延長された期間を延長することができる。

9 特許庁長官は、必報があると認めるときは、更に二月を超えない範囲内において前項の規定により延長された期間を延長することができる。

10 特許庁長官は、必報があると認めるときは、更に二月を超えない範囲内において前項の規定により延長された期間を延長することができる。

11 特許庁長官は、必報があると認めるときは、更に二月を超えない範囲内において前項の規定により延長された期間を延長することができる。

12 特許庁長官は、必報があると認めるときは、更に二月を超えない範囲内において前項の規定により延長された期間を延長することができる。

13 特許庁長官は、必報があると認めるときは、更に二月を超えない範囲内において前項の規定により延長された期間を延長することができる。

14 特許庁長官は、必報があると認めるときは、更に二月を超えない範囲内において前項の規定により延長された期間を延長することができる。

15 特許庁長官は、必報があると認めるときは、更に二月を超えない範囲内において前項の規定により延長された期間を延長することができる。

16 特許庁長官は、必報があると認めるときは、更に二月を超えない範囲内において前項の規定により延長された期間を延長することができる。

17 特許庁長官は、必報があると認めるときは、更に二月を超えない範囲内において前項の規定により延長された期間を延長することができる。

18 特許庁長官は、必報があると認めるときは、更に二月を超えない範囲内において前項の規定により延長された期間を延長することができる。

19 特許庁長官は、必報があると認めるときは、更に二月を超えない範囲内において前項の規定により延長された期間を延長することができる。

2 前項の規定による証拠の提出は、出願人が書面の到達の遅延を知つた日又は相当の注意を払つたならば知り得たであろう日の後一ヶ月以内で、これを航空扱いとした郵便又は信書便に提出した後でできる限り速やかに当該書面を提出したことを証明したときは、その書面をこの提出期間内に提出しなければならない。

3 特許庁長官は、第一項の規定により提出された証拠により、当該書面がその提出期間内に特許庁に到達しなかつた原因が郵便又は信書便の提出によるものであると認められたときは、当該書面を当該提出期間内に提出されたものとして取り扱わなければならない。

4 特許庁長官は、第一項の規定により提出された証拠により、当該書面がその提出期間内に特許庁に到達しなかつた原因が郵便又は信書便の提出によるものであると認められたときは、当該書面を当該提出期間内に提出されたものとして取り扱わなければならない。

5 特許庁長官は、第一項の規定により提出された証拠により、当該書面がその提出期間内に特許庁に到達しなかつた原因が郵便又は信書便の提出によるものであると認められたときは、当該書面を当該提出期間内に提出されたものとして取り扱わなければならない。

6 特許庁長官は、第一項の規定により提出された証拠により、当該書面がその提出期間内に特許庁に到達しなかつた原因が郵便又は信書便の提出によるものであると認められたときは、当該書面を当該提出期間内に提出されたものとして取り扱わなければならない。

7 特許庁長官は、第一項の規定により提出された証拠により、当該書面がその提出期間内に特許庁に到達しなかつた原因が郵便又は信書便の提出によるものであると認められたときは、当該書面を当該提出期間内に提出されたものとして取り扱わなければならない。

8 特許庁長官は、第一項の規定により提出された証拠により、当該書面がその提出期間内に特許庁に到達しなかつた原因が郵便又は信書便の提出によるものであると認められたときは、当該書面を当該提出期間内に提出されたものとして取り扱わなければならない。

9 特許庁長官は、第一項の規定により提出された証拠により、当該書面がその提出期間内に特許庁に到達しなかつた原因が郵便又は信書便の提出によるものであると認められたときは、当該書面を当該提出期間内に提出されたものとして取り扱わなければならない。

10 特許庁長官は、第一項の規定により提出された証拠により、当該書面がその提出期間内に特許庁に到達しなかつた原因が郵便又は信書便の提出によるものであると認められたときは、当該書面を当該提出期間内に提出されたものとして取り扱わなければならない。

11 特許庁長官は、第一項の規定により提出された証拠により、当該書面がその提出期間内に特許庁に到達しなかつた原因が郵便又は信書便の提出によるものであると認められたときは、当該書面を当該提出期間内に提出されたものとして取り扱わなければならない。

12 特許庁長官は、第一項の規定により提出された証拠により、当該書面がその提出期間内に特許庁に到達しなかつた原因が郵便又は信書便の提出によるものであると認められたときは、当該書面を当該提出期間内に提出されたものとして取り扱わなければならない。

13 特許庁長官は、第一項の規定により提出された証拠により、当該書面がその提出期間内に特許庁に到達しなかつた原因が郵便又は信書便の提出によるものであると認められたときは、当該書面を当該提出期間内に提出されたものとして取り扱わなければならない。

14 特許庁長官は、第一項の規定により提出された証拠により、当該書面がその提出期間内に特許庁に到達しなかつた原因が郵便又は信書便の提出によるものであると認められたときは、当該書面を当該提出期間内に提出されたものとして取り扱わなければならない。

15 特許庁長官は、第一項の規定により提出された証拠により、当該書面がその提出期間内に特許庁に到達しなかつた原因が郵便又は信書便の提出によるものであると認められたときは、当該書面を当該提出期間内に提出されたものとして取り扱わなければならない。

16 特許庁長官は、第一項の規定により提出された証拠により、当該書面がその提出期間内に特許庁に到達しなかつた原因が郵便又は信書便の提出によるものであると認められたときは、当該書面を当該提出期間内に提出されたものとして取り扱わなければならない。

17 特許庁長官は、第一項の規定により提出された証拠により、当該書面がその提出期間内に特許庁に到達しなかつた原因が郵便又は信書便の提出によるものであると認められたときは、当該書面を当該提出期間内に提出されたものとして取り扱わなければならない。

18 特許庁長官は、第一項の規定により提出された証拠により、当該書面がその提出期間内に特許庁に到達しなかつた原因が郵便又は信書便の提出によるものであると認められたときは、当該書面を当該提出期間内に提出されたものとして取り扱わなければならない。

19 特許庁長官は、第一項の規定により提出された証拠により、当該書面がその提出期間内に特許庁に到達しなかつた原因が郵便又は信書便の提出によるものであると認められたときは、当該書面を当該提出期間内に提出されたものとして取り扱わなければならない。

附 則（昭和五六年一〇月三〇日通商産業省令第六九号）
この省令は、昭和五十七年一月一日から施行する。

附 則（昭和五七年三月一三日通商産業省令第五号）
この省令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和五七年一一月三〇日通商産業省令第七五号）
この省令は、昭和五十八年一月一日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月九日通商産業省令第九一号）
この省令は、昭和五十九年一月一日から施行する。

附 則（昭和五九年一月一四日通商産業省令第一号）
この省令は、昭和五十九年二月一日から施行する。

附 則（昭和五九年二月二九日通商産業省令第一一号）
この省令は、昭和五十九年三月一日から施行する。

附 則（昭和五九年六月二九日通商産業省令第四四号）
この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この省令の規定による改正後の特許法施行規則、実用新案法施行規則、意匠法施行規則、商標法施行規則又は特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の規定にかかるわらず、この省令の施行の日から二週間以内は、なお從前の例によることができる。

附 則（昭和五九年七月一〇日通商産業省令第四六号）
この省令は、昭和五十九年八月一日から施行する。

附 則（昭和五九年一二月一二日通商産業省令第九三号）
この省令は、昭和六十年一月一日から施行する。

された国際出願日がこの省令の施行の日前である
国際出願については、第二条中特許協力条約に
に基づく国際出願等に関する法律施行規則第三十
七条の改正規定及び第三十七条の次に一条を加
える改正規定は適用しない。

附 則（昭和六〇年九月一三日通商産業省令第三三三号）

この省令は、特許法等の一部を改正する法律
（昭和六十一年法律第四十一号）の一部の施行の
日（昭和六十一年十月一日）から施行する。

附 則（昭和六〇年一二月一一日通商産業省令第七五号）

この省令は、昭和六十一年一月一日から施行
する。

附 則（昭和六一年一月三〇日通商産業省令第二号）

この省令は、昭和六十一年二月一日から施行
する。

附 則（昭和六二年五月二八日通商産業省令第三六号）

この省令は、昭和六十二年八月一日から施行
する。

附 則（昭和六三年八月三一日通商産業省令第四〇号）

この省令は、昭和六十三年九月十六日から施
行する。

附 則（平成元年四月二五日通商産業省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年三月一五日通商産業省令第一三号）

この省令は、平成三年六月一日から施行す
る。

附 則（平成四年一二月二四日通商産業省令第四二号）

この省令は、平成四年七月一日から施行す
る。

附 則（平成六年三月二四日通商産業省令第一四号）

この省令は、平成六年六月一日から施行す
る。

第一項（昭和六十年旧特許法第六十一条の三
含む。）、昭和六十年旧実用新案法第四十一条に
おいて準用する場合を含む。）及び昭和六十年
旧実用新案法第十三条において準用する場合を
含む。）又は平成五年改正法附則第五条第六項
において準用する同条第二項の規定により、こ
の省令の施行日前にしたものとみなされるもの
を除く。）に係る手続については、改正前の特
許法施行規則、改正前の実用新案法施行規則、
改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に關
する法律施行規則及び改正前の工業所有権に關
する手続等の特例に関する法律施行規則（以下
この項において「旧特例法施行規則」という。）
の規定は、この省令の施行後も、なおその効力
を有する。この場合において、旧特例法施行規
則第十九条第一項、第三十一条第一項及び第三
十三条中「通商産業省令」とあるのは、「経済
産業省令」とする。

及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第二百三十一号）第五十七条」を削る改正規定 同令第六十九条第四項中「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の下に「第八条第一項若しくは」を加え、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五十六条」を削る改正規定、同令様式第44備考6中「第三一条の2第二項の規定により特許法第195条の2」の下に「の規定の適用を受けようとするとき」を、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の下に「第八条第二項若しくは」を削る改正規定、同備考中「特許法第195条の2の規定による審査請求料の1／2輕減（免除）」の下に「大学等における技術に関する研究成績の民間事業者への移転の促進に関する法律」の下に「大学等における技術に関する研究成績の民間事業者への移転の促進に関する法律」を削る改正規定、同令様式第69備考7中「大学等における技術に関する研究成績の民間事業者への移転の促進に関する法律」の下に「第八条第一項若しくは」を加え、「産業活力の再生及び産業活動による審査請求料の1／2輕減」を削る改正規定、同令様式第69備考7中「特許法第195条の2の規定による審査請求料の1／2輕減（免除）」を加え、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五十七条の規定による審査請求料の1／2輕減」を削る改正規定、同令様式第69備考7中「大学等における技術に関する研究成績の民間事業者への移転の促進に関する法律」の下に「第八条第一項若しくは」を加え、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五十六条の規定による特許料の1／2輕減」を削る改正規定を除く）、第四条の規定及び第五条の規定（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式第19備考7中「大学等における技術に関する研究成績の民間事業者への移転の促進に関する法律」の下に「第八条第一項若しくは」を加え、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）第56条」を削る改正規定及び同備考中「特許法第109条の規定による特許料の1／2輕減」の下に「大学等における技術に関する研究成績の民間事業者への移転の促進に関する法律」の下に「第八条第一項若しくは」を加え、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）第56条」を削る改正規定及び同備考中

19 「代理人（代表者）の差し支を認める審査」は、なるべく次の文例により作成する。
(文例)

代 営 人（代表者）審 価 並

代 人（代表者） 品
出 庫 人（名前） (番号：)
丁度の出庫量が算出されたときに、費用を代 人（代表者）と
連絡したことと相あわせません。
記
開 關 事 項の表記

30 通常仕向においては、簡便として併用、訂正、算出書及び荷引持入を行
ってはなりません。

31 計算の誤りは、算出に分離して又は訂正しきつてができるように別表さ
たり等と記入して下さい。

7. [Agent] の名前とその他の記載に併せて、その氏名の前に「(Attorney at law)」、「Power attorney」又は「Legal representative」の文言を記入する。
 8. 代理人による本件の取扱いに際しての権限を定めるとともに、代理人によるないときは「Agent」の権限が及ばないことを明記する。
 9. 「Confidentiality of power of attorney」は、を含む次の文例により作成する。
 (文例)
 Power of Attorney
 I, We,
 do hereby appoint _____ (agent's name), hereinafter referred to as my agent, to act in my place and stead in all proceedings concerning the following International Application. Identification of the International Application.
 Date: ...
 Signature: _____
 10. その他は、標準様式の上書きなどで、9.、11.、12.及び14.段落に対する記入を追加する。

式様2-4 (代理人の指名状、(手書き用紙面) 4. 代理人の指名状)

NOTIFICATION OF POWER OF ATTORNEY (JPN)

To: **CONTRAPTEUR de l'Office**
 Identification of the International Applicant
 1. Identification
 2. Application
 3. Agent
 4. Agent
 5. Sub-Agent
 6. List of Attorneys-in-Fact
 certificate of Power of Attorney : 1 copy
 ☒ (mark)
 1) 本件は、代理人の指名状を提出する際に付し得る代理人の名前を記入する欄です。
 例) This Agent's Name : (英語) "Suzuki, Taro" (日本語) "スズキ,タロウ"
 (注) 本件の提出時に、その代理権を有する者を記入する。
 2) 「Sub-Agent」の欄には、その他の代理権を有する者を記入する。
 (Agency at Sub-Agent) (英語) "Platz (Germany)" (日本語) "プラット(ドイツ)"
 3) 本件は、代理人による手書き用紙面で提出する場合にのみ有効です。
 (Signature) (英語) "Suzuki, Taro" (日本語) "スズキ,タロウ"
 4) 本件は、代理人による手書き用紙面の場合は、代理人による捺印と
 (Signature) (英語) "Suzuki, Taro" (日本語) "スズキ,タロウ" が必須になります。
 5) 本件は、代理人による手書き用紙面の場合は提出する。
 (Signature) (英語) "Suzuki, Taro" (日本語) "スズキ,タロウ"

株式会社A(第六条の会員) (本店:東京都千代田区一ツ橋二丁目一 番地) 代表人: 田中 基	
的外の表示	
1. 会員登録の表示	
2. 会員登録(代理登録)	
長谷川 一郎 (筆名: _____) あ な が わ 一 郎	
四 葵 住 所	
3. 会員登録の内容	
新規登録個人 登録者名 姓 名 カ ネ シ カネシ	
4. 代理人	
久 梅 (筆名: _____) く う まい	
5. 会員登録の旨	
① 会員登録の目的を記入する欄面 1 頁 登録 (1 頁)	
② 会員登録の目的を記入する欄面 1 頁 登録 (1 頁)	
6. 会員登録の方法	
① 会員登録の方法を記入する欄面 1 頁 登録 (1 頁)	
② 会員登録の方法を記入する欄面 1 頁 登録 (1 頁)	
7. 会員登録の方法を記入する欄面 1 頁 登録 (1 頁)	
8. 会員登録の方法を記入する欄面 1 頁 登録 (1 頁)	
9. 会員登録の方法を記入する欄面 1 頁 登録 (1 頁)	
10. 会員登録の方法を記入する欄面 1 頁 登録 (1 頁)	

様式第2の9（第六条の3関係）

様式第2の10（第六条の3関係）

様式第3（第九条関係）

お問い合わせは、弊社窓口（営業部）までお問い合わせください。
TEL: 03-5542-1111 (受付時間：平日午前9時～午後5時)
FAX: 03-5542-1112
E-mail: info@yourcompany.jp

様式第2の9（第六条の3関係）(複数枚の提出) 同封請求書の提出、複数枚提出の場合は、複数枚提出用紙

で、複数枚提出用紙の提出用紙を複数枚提出用紙の提出用紙と同一用紙とする。

提出用紙の提出用紙

1. 委任状提出用紙

2. 委任状提出用紙

3. 委任状提出用紙

4. 委任状提出用紙

5. 委任状提出用紙

6. 委任状提出用紙

7. 委任状提出用紙

8. 委任状提出用紙

9. 委任状提出用紙

10. 委任状提出用紙

11. 委任状提出用紙

12. 委任状提出用紙

13. 委任状提出用紙

14. 委任状提出用紙

15. 委任状提出用紙

16. 委任状提出用紙

17. 委任状提出用紙

18. 委任状提出用紙

19. 委任状提出用紙

20. 委任状提出用紙

21. 委任状提出用紙

22. 委任状提出用紙

23. 委任状提出用紙

24. 委任状提出用紙

25. 委任状提出用紙

26. 委任状提出用紙

27. 委任状提出用紙

28. 委任状提出用紙

29. 委任状提出用紙

30. 委任状提出用紙

31. 委任状提出用紙

32. 委任状提出用紙

33. 委任状提出用紙

34. 委任状提出用紙

35. 委任状提出用紙

36. 委任状提出用紙

37. 委任状提出用紙

38. 委任状提出用紙

39. 委任状提出用紙

40. 委任状提出用紙

41. 委任状提出用紙

42. 委任状提出用紙

43. 委任状提出用紙

44. 委任状提出用紙

45. 委任状提出用紙

46. 委任状提出用紙

47. 委任状提出用紙

48. 委任状提出用紙

49. 委任状提出用紙

50. 委任状提出用紙

51. 委任状提出用紙

52. 委任状提出用紙

53. 委任状提出用紙

54. 委任状提出用紙

55. 委任状提出用紙

56. 委任状提出用紙

57. 委任状提出用紙

58. 委任状提出用紙

59. 委任状提出用紙

60. 委任状提出用紙

61. 委任状提出用紙

62. 委任状提出用紙

63. 委任状提出用紙

64. 委任状提出用紙

65. 委任状提出用紙

66. 委任状提出用紙

67. 委任状提出用紙

68. 委任状提出用紙

69. 委任状提出用紙

70. 委任状提出用紙

71. 委任状提出用紙

72. 委任状提出用紙

73. 委任状提出用紙

74. 委任状提出用紙

75. 委任状提出用紙

76. 委任状提出用紙

77. 委任状提出用紙

78. 委任状提出用紙

79. 委任状提出用紙

80. 委任状提出用紙

81. 委任状提出用紙

82. 委任状提出用紙

83. 委任状提出用紙

84. 委任状提出用紙

85. 委任状提出用紙

86. 委任状提出用紙

87. 委任状提出用紙

88. 委任状提出用紙

89. 委任状提出用紙

90. 委任状提出用紙

91. 委任状提出用紙

92. 委任状提出用紙

93. 委任状提出用紙

94. 委任状提出用紙

95. 委任状提出用紙

96. 委任状提出用紙

97. 委任状提出用紙

98. 委任状提出用紙

99. 委任状提出用紙

100. 委任状提出用紙

101. 委任状提出用紙

102. 委任状提出用紙

103. 委任状提出用紙

104. 委任状提出用紙

105. 委任状提出用紙

106. 委任状提出用紙

107. 委任状提出用紙

108. 委任状提出用紙

109. 委任状提出用紙

110. 委任状提出用紙

111. 委任状提出用紙

112. 委任状提出用紙

113. 委任状提出用紙

114. 委任状提出用紙

115. 委任状提出用紙

116. 委任状提出用紙

117. 委任状提出用紙

118. 委任状提出用紙

119. 委任状提出用紙

120. 委任状提出用紙

121. 委任状提出用紙

122. 委任状提出用紙

123. 委任状提出用紙

124. 委任状提出用紙

125. 委任状提出用紙

126. 委任状提出用紙

127. 委任状提出用紙

128. 委任状提出用紙

129. 委任状提出用紙

130. 委任状提出用紙

131. 委任状提出用紙

132. 委任状提出用紙

133. 委任状提出用紙

134. 委任状提出用紙

135. 委任状提出用紙

136. 委任状提出用紙

137. 委任状提出用紙

138. 委任状提出用紙

139. 委任状提出用紙

140. 委任状提出用紙

141. 委任状提出用紙

142. 委任状提出用紙

143. 委任状提出用紙

144. 委任状提出用紙

145. 委任状提出用紙

146. 委任状提出用紙

147. 委任状提出用紙

148. 委任状提出用紙

149. 委任状提出用紙

150. 委任状提出用紙

151. 委任状提出用紙

152. 委任状提出用紙

153. 委任状提出用紙

154. 委任状提出用紙

155. 委任状提出用紙

156. 委任状提出用紙

157. 委任状提出用紙

158. 委任状提出用紙

159. 委任状提出用紙

160. 委任状提出用紙

161. 委任状提出用紙

162. 委任状提出用紙

163. 委任状提出用紙

164. 委任状提出用紙

165. 委任状提出用紙

166. 委任状提出用紙

167. 委任状提出用紙

168. 委任状提出用紙

169. 委任状提出用紙

170. 委任状提出用紙

171. 委任状提出用紙

172. 委任状提出用紙

173. 委任状提出用紙

174. 委任状提出用紙

175. 委任状提出用紙

176. 委任状提出用紙

177. 委任状提出用紙

178. 委任状提出用紙

179. 委任状提出用紙

180. 委任状提出用紙

181. 委任状提出用紙

182. 委任状提出用紙

183. 委任状提出用紙

184. 委任状提出用紙

185. 委任状提出用紙

186. 委任状提出用紙

187. 委任状提出用紙

188. 委任状提出用紙

189. 委任状提出用紙

190. 委任状提出用紙

191. 委任状提出用紙

192. 委任状提出用紙

193. 委任状提出用紙

194. 委任状提出用紙

195. 委任状提出用紙

196. 委任状提出用紙

197. 委任状提出用紙

198. 委任状提出用紙

199. 委任状提出用紙

200. 委任状提出用紙

201. 委任状提出用紙

202. 委任状提出用紙

203. 委任状提出用紙

204. 委任状提出用紙

205. 委任状提出用紙

206. 委任状提出用紙

207. 委任状提出用紙

208. 委任状提出用紙

209. 委任状提出用紙

210. 委任状提出用紙

211. 委任状提出用紙

212. 委任状提出用紙

213. 委任状提出用紙

214. 委任状提出用紙

215. 委任状提出用紙

216. 委任状提出用紙

217. 委任状提出用紙

218. 委任状提出用紙

219. 委任状提出用紙

220. 委任状提出用紙

221. 委任状提出用紙

222. 委任状提出用紙

223. 委任状提出用紙

224. 委任状提出用紙

225. 委任状提出用紙

226. 委任状提出用紙

227. 委任状提出用紙

228. 委任状提出用紙

229. 委任状提出用紙

230. 委任状提出用紙

第四回 4-2 (表) 申請書	
（申請書の提出は、本規則第1章第1節の規定によるものに限る。）	
NOTICE OF THE APPLICANT'S ADDRESS	
TO: Correspondent of the Project Office	
1 Identification of the International Application	
2 Applicant (Correspondent Representative)	
Name _____	Signature _____
3 Person Changing Address	
Name _____	Signature _____
4 Agent (Correspondent Representative)	
Note _____	Signature _____
Address _____	

(備考)
本規則第1章第1節によると、本規則第1章第1節の規定によるものに限る。
本規則第1章第1節によると、本規則第1章第1節の規定によるものに限る。
本規則第1章第1節によると、本規則第1章第1節の規定によるものに限る。
本規則第1章第1節によると、本規則第1章第1節の規定によるものに限る。

様式第5の6(第9条関係)

様式第6(第10条関係)

1. 【住所を変更した者】の欄に記載すべき者のうちあるときは、次のようになります。

【住所上の情報】
 (氏名又は名称) (日本語)
 (氏名又は名称) (英語)
 (ふりがな) (日本語)
 (姓氏) (日本語)
 (姓氏) (英語)
 (氏名) (日本語)
 (氏名) (英語)
 (姓氏) (日本語)
 (姓氏) (英語)
 (姓氏) (日本語)
 (姓氏) (英語)
 (姓氏) (日本語)
 (姓氏) (英語)
 (姓氏) (日本語)
 (姓氏) (英語)

2. 本件の提出書類上から見て、及び既述に様式第3の欄上から見て、

及び以下のとおりです。

様式第5の6(第9条関係) 様式第6(第10条関係)

NOTIFICATION OF CHANGE OF COUNTRY OF RESIDENCE

To: Commissioner of the Patent Office

1. Identification of the International Application

2. Person Changing Country of Residence

Name _____ Signature _____

Address:

Country of nationality:

Former country of residence:

New country of residence:

3. Agent (Optional Representative)

Name _____ Signature _____

Address:

(備考) _____

本件の提出書類上から見て、もしくは、13. 14. 15. 項及び16. 項に記載されたものと同一の欄

であることを、アガル、種田屋の3の部署に並びに様式第3の欄

及び既述と同様とします。

様式第5の6(第9条関係) 様式第6(第10条関係)

NOTIFICATION OF CHANGE OF COUNTRY OF RESIDENCE

To: Commissioner of the Patent Office

1. Identification of the International Application

2. Person Changing Country of Residence

Name _____ Signature _____

Address:

Country of nationality:

Former country of residence:

New country of residence:

3. Agent (Optional Representative)

Name _____ Signature _____

Address:

(備考) _____

本件の提出書類上から見て、「全ての被却国における在籍人」のように、前記

輸入出荷地は輸入の欄を記載する。

2. 【被却人】の欄に記載すべき者は一人以上あるときは、次のように複数

通りに記載して記載する。ただし、其れを変更した者が在籍であるときは

13. 14. 15. 項及び16. 項に記載されるべきものと同様とします。

【被却人】

【住所上の情報】
 (氏名又は名称) (日本語)
 (氏名又は名称) (英語)
 (ふりがな) (日本語)
 (姓氏) (日本語)
 (姓氏) (英語)
 (氏名) (日本語)
 (氏名) (英語)
 (姓氏) (日本語)
 (姓氏) (英語)
 (姓氏) (日本語)
 (姓氏) (英語)

3. 本件の提出書類上から見て、及び既述に記載されたものと同一の欄

及び既述と同様とします。

模式第 9 (第 18 版·第 9 版) 2000 年度分 22, 2001 年度分 26, 2002 年度分 22, 2003 年度分 42, 2004

第915・平19年度9月・平27年度令6・一部後三

詳しくは教式又は表を正しく配置するために必要であるときは、用紙は、横長に用いてよい。用紙を横長にして用いた場合には、面積用紙は、化学式詳しくは教式又は表の上端が用紙の左側になるように縦長にしてとじる。

様式第9の2(第16条関係) 時刻速度令53・道別、モ4速度令42・モ15速度令13・モ2速度令24・モ25速度令15。(一部改正)

CLABIS

- (備考)**
修式第1の備考1から4まで、30及び%、修式第1の5の備考1及び%、修式第2の備考1から5まで及び10%に修式部第1の備考1から5までと同様とする。この場合において、化学式表示では修式又は修正をより簡潔するために必要であるときは、新規は、横長に用いてよい。紙幅を横長にして用いた場合には、通常規範は、化学式表示では修式又は修正の記述によってのみ容認してよい。

模式第10（第15條關係）：可以進度令55，可以進度令55，可以進度令55，可以進度令55，可以進度令55。

四

- （参考）

 1. おまかせ、多くを用いた言葉遣いが特徴をおさげな。日本語で「おまかせ」で何でも任すことをさむ。たとえば、おまかせの車を買おうやと車屋さんへ。100円の車を買おうと車屋さんへ。【原文】に「おまかせ」とは、おまかせの車を買おうやと車屋さんへ。
 2. 俗語で、この表現をよく「アタマタクシ」と呼ぶ。「アタマタクシ」の「アタマ」は頭の意味で、頭で思ってやる事だ。つまり、頭で思ってやる事だ。【原文】に「アタマタクシ」とは、頭で思ってやる事だ。
 3. 俗語で、この表現をよく「アタマタクシ」と呼ぶ。「アタマタクシ」の「アタマ」は頭の意味で、頭で思ってやる事だ。つまり、頭で思ってやる事だ。
 4. 俗語で、この表現をよく「アタマタクシ」と呼ぶ。「アタマタクシ」の「アタマ」は頭の意味で、頭で思ってやる事だ。
 5. 俗語で、この表現をよく「アタマタクシ」と呼ぶ。「アタマタクシ」の「アタマ」は頭の意味で、頭で思ってやる事だ。
 6. 俗語で、この表現をよく「アタマタクシ」と呼ぶ。「アタマタクシ」の「アタマ」は頭の意味で、頭で思ってやる事だ。
 7. 俗語で、この表現をよく「アタマタクシ」と呼ぶ。「アタマタクシ」の「アタマ」は頭の意味で、頭で思ってやる事だ。
 8. 俗語で、この表現をよく「アタマタクシ」と呼ぶ。「アタマタクシ」の「アタマ」は頭の意味で、頭で思ってやる事だ。
 9. 俗語で、この表現をよく「アタマタクシ」と呼ぶ。「アタマタクシ」の「アタマ」は頭の意味で、頭で思ってやる事だ。
 10. 俗語で、この表現をよく「アタマタクシ」と呼ぶ。「アタマタクシ」の「アタマ」は頭の意味で、頭で思ってやる事だ。
 11. 俗語で、この表現をよく「アタマタクシ」と呼ぶ。「アタマタクシ」の「アタマ」は頭の意味で、頭で思ってやる事だ。
 12. 俗語で、この表現をよく「アタマタクシ」と呼ぶ。「アタマタクシ」の「アタマ」は頭の意味で、頭で思ってやる事だ。
 13. 俗語で、この表現をよく「アタマタクシ」と呼ぶ。「アタマタクシ」の「アタマ」は頭の意味で、頭で思ってやる事だ。
 14. 俗語で、この表現をよく「アタマタクシ」と呼ぶ。「アタマタクシ」の「アタマ」は頭の意味で、頭で思ってやる事だ。

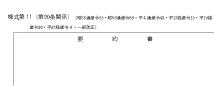
にその列に対する部分を示す別紙を添付する。

15 諸団体の員番の番号は、郵便区別区分されたきつのアビア教室からなるものとし、複数の区分された場合は員番の番号を、右欄には用印の合計枚数を記入(合計枚数をくく)。上の欄は下欄の中間に付ける。

16 その他は、原則基準の備考欄1、2、3及び4と同様とする。この場合において、団員正しく記載するためには必要があるときは、用印は、横板にして用いてよい。用印を裏表紙にして用いた場合には、当該用印は、次の上欄が規則の箇所にならうように綴じて記入してじむ。



(論争)



様式第11(第20号簡便) 次の通達令55、昭55通達令55、平4通達令41、平19通達令55、平19規

[発表] 1. すべての問題は、カギ文字で数学的に表現された課題の解法用語に用いられるべきである。たとえば、*「方程式を解く」とか「不等式を解く」(既存の分野)」の上位概念で記述される。*

2. 課題には、常にその場面に因る問題固有の用語を用いて説明する。たとえば、「*「方程式を解く」とか「不等式を解く」(既存の分野)*」の上位概念で記述されている多くの場合と異なり、その用語を用いて説明する。また、その用語を用いて説明するときには、必ずその用語の意味を規定する具体的な用語を用いる。

3. 例題には、必ず取り組む範囲を記載する。(常に問題に記した場合、例題は該当しない。)

4. 10題以上は必ずすることとする。

5. 例題は、必ず問題を解くのに必要な知識や操作を示す。たとえば、問題を解くのに必要な知識や操作を示す場合は、かならずその操作を示す。

6. 例題は、必ず問題を解くに必要な知識や操作を示す。たとえば、問題を解くのに必要な知識や操作を示す場合は、かならずその操作を示す。

7. 例題は、必ず問題を解くに必要な知識や操作を示す。たとえば、問題を解くのに必要な知識や操作を示す場合は、かならずその操作を示す。

8. 例題は、必ず問題を解くに必要な知識や操作を示す。たとえば、問題を解くのに必要な知識や操作を示す場合は、かならずその操作を示す。

9. 例題は、必ず問題を解くに必要な知識や操作を示す。たとえば、問題を解くのに必要な知識や操作を示す場合は、かならずその操作を示す。

10. 例題は、必ず問題を解くに必要な知識や操作を示す。たとえば、問題を解くのに必要な知識や操作を示す場合は、かならずその操作を示す。



模式第 11 の 2 (第20名開閉) 河川流量合計：1024、平均流量合計：1135流量合計：1244度

中野・吉田・佐藤ら(1995)によると、
ABSTRACT
(書名)
1. 著者書は、可能な限り裏面に記述する。(図版は上50葉面内であることを
明記する)
2. 本文
3. 税金
4. 著者書
著者書は、著者名の下にあらわすもので、次に示す。著者書は以下の各項を
記入する。
著者及び、著者書は著者名の下にあらわすもので、次に示す。著者書は以下の各項を
記入する。
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100. 101. 102. 103. 104. 105. 106. 107. 108. 109. 110. 111. 112. 113. 114. 115. 116. 117. 118. 119. 120. 121. 122. 123. 124. 125. 126. 127. 128. 129. 130. 131. 132. 133. 134. 135. 136. 137. 138. 139. 140. 141. 142. 143. 144. 145. 146. 147. 148. 149. 150. 151. 152. 153. 154. 155. 156. 157. 158. 159. 160. 161. 162. 163. 164. 165. 166. 167. 168. 169. 170. 171. 172. 173. 174. 175. 176. 177. 178. 179. 180. 181. 182. 183. 184. 185. 186. 187. 188. 189. 190. 191. 192. 193. 194. 195. 196. 197. 198. 199. 200. 201. 202. 203. 204. 205. 206. 207. 208. 209. 210. 211. 212. 213. 214. 215. 216. 217. 218. 219. 220. 221. 222. 223. 224. 225. 226. 227. 228. 229. 230. 231. 232. 233. 234. 235. 236. 237. 238. 239. 240. 241. 242. 243. 244. 245. 246. 247. 248. 249. 250. 251. 252. 253. 254. 255. 256. 257. 258. 259. 260. 261. 262. 263. 264. 265. 266. 267. 268. 269. 270. 271. 272. 273. 274. 275. 276. 277. 278. 279. 280. 281. 282. 283. 284. 285. 286. 287. 288. 289. 290. 291. 292. 293. 294. 295. 296. 297. 298. 299. 300. 301. 302. 303. 304. 305. 306. 307. 308. 309. 310. 311. 312. 313. 314. 315. 316. 317. 318. 319. 320. 321. 322. 323. 324. 325. 326. 327. 328. 329. 330. 331. 332. 333. 334. 335. 336. 337. 338. 339. 340. 341. 342. 343. 344. 345. 346. 347. 348. 349. 350. 351. 352. 353. 354. 355. 356. 357. 358. 359. 360. 361. 362. 363. 364. 365. 366. 367. 368. 369. 370. 371. 372. 373. 374. 375. 376. 377. 378. 379. 380. 381. 382. 383. 384. 385. 386. 387. 388. 389. 389. 390. 391. 392. 393. 394. 395. 396. 397. 398. 399. 400. 401. 402. 403. 404. 405. 406. 407. 408. 409. 410. 411. 412. 413. 414. 415. 416. 417. 418. 419. 420. 421. 422. 423. 424. 425. 426. 427. 428. 429. 430. 431. 432. 433. 434. 435. 436. 437. 438. 439. 440. 441. 442. 443. 444. 445. 446. 447. 448. 449. 450. 451. 452. 453. 454. 455. 456. 457. 458. 459. 460. 461. 462. 463. 464. 465. 466. 467. 468. 469. 470. 471. 472. 473. 474. 475. 476. 477. 478. 479. 480. 481. 482. 483. 484. 485. 486. 487. 488. 489. 490. 491. 492. 493. 494. 495. 496. 497. 498. 499. 500. 501. 502. 503. 504. 505. 506. 507. 508. 509. 510. 511. 512. 513. 514. 515. 516. 517. 518. 519. 520. 521. 522. 523. 524. 525. 526. 527. 528. 529. 530. 531. 532. 533. 534. 535. 536. 537. 538. 539. 540. 541. 542. 543. 544. 545. 546. 547. 548. 549. 550. 551. 552. 553. 554. 555. 556. 557. 558. 559. 559. 560. 561. 562. 563. 564. 565. 566. 567. 568. 569. 569. 570. 571. 572. 573. 574. 575. 576. 577. 578. 579. 579. 580. 581. 582. 583. 584. 585. 586. 587. 588. 589. 589. 590. 591. 592. 593. 594. 595. 596. 597. 598. 599. 599. 600. 601. 602. 603. 604. 605. 606. 607. 608. 609. 609. 610. 611. 612. 613. 614. 615. 616. 617. 618. 619. 619. 620. 621. 622. 623. 624. 625. 626. 627. 628. 629. 629. 630. 631. 632. 633. 634. 635. 636. 637. 638. 639. 639. 640. 641. 642. 643. 644. 645. 646. 647. 648. 649. 649. 650. 651. 652. 653. 654. 655. 656. 657. 658. 659. 659. 660. 661. 662. 663. 664. 665. 666. 667. 668. 669. 669. 670. 671. 672. 673. 674. 675. 676. 677. 678. 679. 679. 680. 681. 682. 683. 684. 685. 686. 687. 688. 688. 689. 689. 690. 691. 692. 693. 694. 695. 696. 697. 698. 699. 699. 700. 701. 702. 703. 704. 705. 706. 707. 708. 709. 709. 710. 711. 712. 713. 714. 715. 716. 717. 718. 719. 719. 720. 721. 722. 723. 724. 725. 726. 727. 728. 729. 729. 730. 731. 732. 733. 734. 735. 736. 737. 738. 739. 739. 740. 741. 742. 743. 744. 745. 746. 747. 748. 749. 749. 750. 751. 752. 753. 754. 755. 756. 757. 758. 759. 759. 760. 761. 762. 763. 764. 765. 766. 767. 768. 769. 769. 770. 771. 772. 773. 774. 775. 776. 777. 778. 779. 779. 780. 781. 782. 783. 784. 785. 786. 787. 788. 788. 789. 789. 790. 791. 792. 793. 794. 795. 796. 797. 798. 799. 799. 800. 801. 802. 803. 804. 805. 806. 807. 808. 809. 809. 810. 811. 812. 813. 814. 815. 816. 817. 818. 819. 819. 820. 821. 822. 823. 824. 825. 826. 827. 828. 829. 829. 830. 831. 832. 833. 834. 835. 836. 837. 838. 839. 839. 840. 841. 842. 843. 844. 845. 846. 847. 848. 849. 849. 850. 851. 852. 853. 854. 855. 856. 857. 858. 859. 859. 860. 861. 862. 863. 864. 865. 866. 867. 868. 869. 869. 870. 871. 872. 873. 874. 875. 876. 877. 878. 879. 879. 880. 881. 882. 883. 884. 885. 886. 887. 888. 888. 889. 889. 890. 891. 892. 893. 894. 895. 896. 897. 898. 899. 899. 900. 901. 902. 903. 904. 905. 906. 907. 908. 909. 909. 910. 911. 912. 913. 914. 915. 916. 917. 918. 919. 919. 920. 921. 922. 923. 924. 925. 926. 927. 928. 929. 929. 930. 931. 932. 933. 934. 935. 936. 937. 938. 939. 939. 940. 941. 942. 943. 944. 945. 946. 947. 948. 949. 949. 950. 951. 952. 953. 954. 955. 956. 957. 958. 959. 959. 960. 961. 962. 963. 964. 965. 966. 967. 968. 969. 969. 970. 971. 972. 973. 974. 975. 976. 977. 978. 979. 979. 980. 981. 982. 983. 984. 985. 986. 987. 988. 988. 989. 989. 990. 991. 992. 993. 994. 995. 996. 997. 998. 999. 999. 1000. 1001. 1002. 1003. 1004. 1005. 1006. 1007. 1008. 1009. 1009. 1010. 1011. 1012. 1013. 1014. 1015. 1016. 1017. 1018. 1019. 1019. 1020. 1021. 1022. 1023. 1024. 1025. 1026. 1027. 1028. 1029. 1029. 1030. 1031. 1032. 1033. 1034. 1035. 1036. 1037. 1038. 1039. 1039. 1040. 1041. 1042. 1043. 1044. 1045. 1046. 1047. 1048. 1049. 1049. 1050. 1051. 1052. 1053. 1054. 1055. 1056. 1057. 1058. 1059. 1059. 1060. 1061. 1062. 1063. 1064. 1065. 1066. 1067. 1068. 1069. 1069. 1070. 1071. 1072. 1073. 1074. 1075. 1076. 1077. 1078. 1079. 1079. 1080. 1081. 1082. 1083. 1084. 1085. 1086. 1087. 1088. 1088. 1089. 1089. 1090. 1091. 1092. 1093. 1094. 1095. 1096. 1097. 1098. 1099. 1099. 1100. 1101. 1102. 1103. 1104. 1105. 1106. 1107. 1108. 1109. 1109. 1110. 1111. 1112. 1113. 1114. 1115. 1116. 1117. 1118. 1119. 1119. 1120. 1121. 1122. 1123. 1124. 1125. 1126. 1127. 1128. 1129. 1129. 1130. 1131. 1132. 1133. 1134. 1135. 1136. 1137. 1138. 1139. 1139. 1140. 1141. 1142. 1143. 1144. 1145. 1146. 1147. 1148. 1149. 1149. 1150. 1151. 1152. 1153. 1154. 1155. 1156. 1157. 1158. 1159. 1159. 1160. 1161. 1162. 1163. 1164. 1165. 1166. 1167. 1168. 1169. 1169. 1170. 1171. 1172. 1173. 1174. 1175. 1176. 1177. 1178. 1179. 1179. 1180. 1181. 1182. 1183. 1184. 1185. 1186. 1187. 1188. 1188. 1189. 1189. 1190. 1191. 1192. 1193. 1194. 1195. 1196. 1197. 1198. 1199. 1199. 1200. 1201. 1202. 1203. 1204. 1205. 1206. 1207. 1208. 1209. 1209. 1210. 1211. 1212. 1213. 1214. 1215. 1216. 1217. 1218. 1219. 1219. 1220. 1221. 1222. 1223. 1224. 1225. 1226. 1227. 1228. 1229. 1229. 1230. 1231. 1232. 1233. 1234. 1235. 1236. 1237. 1238. 1239. 1239. 1240. 1241. 1242. 1243. 1244. 1245. 1246. 1247. 1248. 1249. 1249. 1250. 1251. 1252. 1253. 1254. 1255. 1256. 1257. 1258. 1259. 1259. 1260. 1261. 1262. 1263. 1264. 1265. 1266. 1267. 1268. 1269. 1269. 1270. 1271. 1272. 1273. 1274. 1275. 1276. 1277. 1278. 1279. 1279. 1280. 1281. 1282. 1283. 1284. 1285. 1286. 1287. 1288. 1288. 1289. 1289. 1290. 1291. 1292. 1293. 1294. 1295. 1296. 1297. 1298. 1299. 1299. 1300. 1301. 1302. 1303. 1304. 1305. 1306. 1307. 1308. 1309. 1309. 1310. 1311. 1312. 1313. 1314. 1315. 1316. 1317. 1318. 1319. 1319. 1320. 1321. 1322. 1323. 1324. 1325. 1326. 1327. 1328. 1329. 1329. 1330. 1331. 1332. 1333. 1334. 1335. 1336. 1337. 1338. 1339. 1339. 1340. 1341. 1342. 1343. 1344. 1345. 1346. 1347. 1348. 1349. 1349. 1350. 1351. 1352. 1353. 1354. 1355. 1356. 1357. 1358. 1359. 1359. 1360. 1361. 1362. 1363. 1364. 1365. 1366. 1367. 1368. 1369. 1369. 1370. 1371. 1372. 1373. 1374. 1375. 1376. 1377. 1378. 1379. 1379. 1380. 1381. 1382. 1383. 1384. 1385. 1386. 1387. 1388. 1388. 1389. 1389. 1390. 1391. 1392. 1393. 1394. 1395. 1396. 1397. 1398. 1399. 1399. 1400. 1401. 1402. 1403. 1404. 1405. 1406. 1407. 1408. 1409. 1409. 1410. 1411. 1412. 1413. 1414. 1415. 1416. 1417. 1418. 1419. 1419. 1420. 1421. 1422. 1423. 1424. 1425. 1426. 1427. 1428. 1429. 1429. 1430. 1431. 1432. 1433. 1434. 1435. 1436. 1437. 1438. 1439. 1439. 1440. 1441. 1442. 1443. 1444. 1445. 1446. 1447. 1448. 1449. 1449. 1450. 1451. 1452. 1453. 1454. 1455. 1456. 1457. 1458. 1459. 1459. 1460. 1461. 1462. 1463. 1464. 1465. 1466. 1467. 1468. 1469. 1469. 1470. 1471. 1472. 1473. 1474. 1475. 1476. 1477. 1478. 1479. 1479. 1480. 1481. 1482. 1483. 1484. 1485. 1486. 1487. 1488. 1488. 1489. 1489. 1490. 1491. 1492. 1493. 1494. 1495. 1496. 1497. 1498. 1499. 1499. 1500. 1501. 1502. 1503. 1504. 1505. 1506. 1507. 1508. 1509. 1509. 1510. 1511. 1512. 1513. 1514. 1515. 1516. 1517. 1518. 1519. 1519. 1520. 1521. 1522. 1523. 1524. 1525. 1526. 1527. 1528. 1529. 1529. 1530. 1531. 1532. 1533. 1534. 1535. 1536. 1537. 1538. 1539. 1539. 1540. 1541. 1542. 1543. 1544. 1545. 1546. 1547. 1548. 1549. 1549. 1550. 1551. 1552. 1553. 1554. 1555. 1556. 1557. 1558. 1559. 1559. 1560. 1561. 1562. 1563. 1564. 1565. 1566. 1567. 1568. 1569. 1569. 1570. 1571. 1572. 1573. 1574. 1575. 1576. 1577. 1578. 1579. 1579. 1580. 1581. 1582. 1583. 1584. 1585. 1586. 1587. 1588. 1588. 1589. 1589. 1590. 1591. 1592. 1593. 1594. 1595. 1596. 1597. 1598. 1599. 1599. 1600. 1601. 1602. 1603. 1604. 1605. 1606. 1607. 1608. 1609. 1609. 1610. 1611. 1612. 1613. 1614. 1615. 1616. 1617. 1618. 1619. 1619. 1620. 1621. 1622. 1623. 1624. 1625. 1626. 1627. 1628. 1629. 1629. 1630. 1631. 1632. 1633. 1634. 1635. 1636. 1637. 1638. 1639. 1639. 1640. 1641. 1642. 1643. 1644. 1645. 1646. 1647. 1648. 1649. 1649. 1650. 1651. 1652. 1653. 1654. 1655. 1656. 1657. 1658. 1659. 1659. 1660. 1661. 1662. 1663. 1664. 1665. 1666. 1667. 1668. 1669. 1669. 1670. 1671. 1672. 1673. 1674. 1675. 1676. 1677. 1678. 1679. 1679. 1680. 1681. 1682. 1683. 1684. 1685. 1686. 1687. 1688. 1688. 1689. 1689. 1690. 1691. 1692. 1693. 1694. 1695. 1696. 1697. 1698. 1699. 1699. 1700. 1701. 1702. 1703. 1704. 1705. 1706. 1707. 1708. 1709. 1709. 1710. 1711. 1712. 1713. 1714. 1715. 1716. 1717. 1718. 1719. 1719. 1720. 1721. 1722. 1723. 1724. 1725. 1726. 1727. 1728. 1729. 1729. 1730. 1731. 1732. 1733. 1734. 1735. 1736. 1737. 1738. 1739. 1739. 1740. 1741. 1742. 1743. 1744. 1745. 1746. 1747. 1748. 1749. 1749. 1750. 1751. 1752. 1753. 1754. 1755. 1756. 1757. 1758. 1759. 1759. 1760. 1761. 1762. 1763. 1764. 1765. 1766. 1767. 1768. 1769. 1769. 1770. 1771. 1772. 1773. 1774. 1775. 1776. 1777. 1778. 1779. 1779. 1780. 1781. 1782. 1783. 1784. 1785. 1786. 1787. 1788. 1788. 1789. 1789. 1790. 1791. 1792. 1793. 1794. 1795. 1796. 1797. 1798. 1799. 1799. 1800. 1801. 1802. 1803. 1804. 1805. 1806. 1807. 1808. 1809. 1809. 1810. 1811. 1812. 1813. 1814. 1815. 1816. 1817. 1818. 1819. 1819. 1820. 1821. 1822. 1823. 1824. 1825. 1826. 1827. 1828. 1829. 1829. 1830. 1831. 1832. 1833. 1834. 1835. 1836. 1837. 1838. 1839. 1839. 1840. 1841. 1842. 1843. 1844. 1845. 1846. 1847. 1848. 1849. 1849. 1850. 1851. 1852. 1853. 1854. 1855. 1856. 1857. 1858. 1859. 1859. 1860. 1861. 1862. 1863. 1864. 1865. 1866. 1867. 1868. 1869. 1869. 1870. 1871. 1872. 1873. 1874. 1875. 1876. 1877. 1878. 1879. 1879. 1880. 1881. 1882. 1883. 1884. 1885. 1886. 1887. 1888. 1888. 1889. 1889. 1890. 1891. 1892. 1893. 1894. 1895. 1896. 1897. 1898. 1899. 1899. 1900. 1901. 1902. 1903. 1904. 1905. 1906. 1907. 1908. 1909. 1909. 1910. 1911. 1912. 1913. 1914. 1915. 1916. 1917. 1918. 1919. 1919. 1920. 1921. 1922. 1923. 1924. 1925. 1926. 1927. 1928. 1929. 1929. 1930. 1931. 1932. 1933. 1934. 1935. 1936. 1937. 1938. 1939. 1939. 1940. 1941. 1942. 1943. 1944. 1945. 1946. 1947. 1948. 1949. 1949. 1950. 1951. 1952. 1953. 1954. 1955. 1956. 1957. 1958. 1959. 1959. 1960. 1961. 1962. 1963. 1964. 1965. 1966. 1967. 1968. 1969. 1969. 1970. 1971. 1972. 1973. 1974. 1975. 1976. 1977. 1978. 1979. 1979. 1980. 1981. 1982. 1983. 1984. 1985. 1986. 1987. 1988. 1988. 1989. 1989. 1990. 1991. 1992. 1993. 1994. 1995. 1996. 1997. 1998. 1999. 1999. 2000. 2001. 2002. 2003. 2004. 2005. 2006. 2007. 2008. 2009. 2009. 2010. 2011. 2012. 2013. 2014. 2015. 2016. 2017. 2018. 2019. 2019. 2020. 2021. 2022. 2023. 2024. 2025. 2026. 2027. 2028. 2029. 2029. 2030. 2031. 2032. 2033. 2034. 2035. 2036. 2037. 2038. 2039. 2039. 2040. 2041. 2042. 2043. 2044. 2045. 2046. 2047. 2048. 2049. 2049. 2050. 2051. 2052. 2053. 2054. 2055. 2056. 2057. 2058. 205

様式第12の2 (第24条、第29条の2、第29条の3、第29条の6、第29条の7及び第29条の8関係)

様式第13の3 (第26条関係)

様式第13の2 (第26条関係)

記入した用紙を提出して請けげるる。
 6. 本件のうち提出する用紙の用紙番号は、本件の提出用紙番号と同一であることを確認せしむる。本件の提出用紙番号は、本件の提出用紙番号と同一であることを確認せしむる。
 7. 本件のうち提出する用紙の用紙番号は、本件の提出用紙番号と同一であることを確認せしむる。
 8. 本件のうち提出する用紙の用紙番号は、本件の提出用紙番号と同一であることを確認せしむる。
 9. 本件のうち提出する用紙の用紙番号は、本件の提出用紙番号と同一であることを確認せしむる。

本件提出用紙 (提出用紙、提出用紙2、提出用紙3、提出用紙4、提出用紙5) の提出用紙番号

To : Commencement of the Patent Office

1. Identification of the International Application

2. Applicant (Correspondent Representative)

Name : _____ Signature : _____

Address : _____

Country of nationality : _____

3. Agent

Name : _____ Signature : _____

Address : _____

Country of residence : _____

4. Name of Inventor

5. Subject Matter of Invention

6. List of Attached Drawings

7. Remarks

8. Remarks

9. Remarks

10. Remarks

11. Remarks

12. Remarks

13. Remarks

14. Remarks

15. Remarks

16. Remarks

17. Remarks

18. Remarks

19. Remarks

20. Remarks

21. Remarks

22. Remarks

23. Remarks

24. Remarks

25. Remarks

26. Remarks

27. Remarks

28. Remarks

29. Remarks

30. Remarks

31. Remarks

32. Remarks

33. Remarks

34. Remarks

35. Remarks

36. Remarks

37. Remarks

38. Remarks

39. Remarks

40. Remarks

41. Remarks

42. Remarks

43. Remarks

44. Remarks

45. Remarks

46. Remarks

47. Remarks

48. Remarks

49. Remarks

50. Remarks

51. Remarks

52. Remarks

53. Remarks

54. Remarks

55. Remarks

56. Remarks

57. Remarks

58. Remarks

59. Remarks

60. Remarks

61. Remarks

62. Remarks

63. Remarks

64. Remarks

65. Remarks

66. Remarks

67. Remarks

68. Remarks

69. Remarks

70. Remarks

71. Remarks

72. Remarks

73. Remarks

74. Remarks

75. Remarks

76. Remarks

77. Remarks

78. Remarks

79. Remarks

80. Remarks

81. Remarks

82. Remarks

83. Remarks

84. Remarks

85. Remarks

86. Remarks

87. Remarks

88. Remarks

89. Remarks

90. Remarks

91. Remarks

92. Remarks

93. Remarks

94. Remarks

95. Remarks

96. Remarks

97. Remarks

98. Remarks

99. Remarks

100. Remarks

101. Remarks

102. Remarks

103. Remarks

104. Remarks

105. Remarks

106. Remarks

107. Remarks

108. Remarks

109. Remarks

110. Remarks

111. Remarks

112. Remarks

113. Remarks

114. Remarks

115. Remarks

116. Remarks

117. Remarks

118. Remarks

119. Remarks

120. Remarks

121. Remarks

122. Remarks

123. Remarks

124. Remarks

125. Remarks

126. Remarks

127. Remarks

128. Remarks

129. Remarks

130. Remarks

131. Remarks

132. Remarks

133. Remarks

134. Remarks

135. Remarks

136. Remarks

137. Remarks

138. Remarks

139. Remarks

140. Remarks

141. Remarks

142. Remarks

143. Remarks

144. Remarks

145. Remarks

146. Remarks

147. Remarks

148. Remarks

149. Remarks

150. Remarks

151. Remarks

152. Remarks

153. Remarks

154. Remarks

155. Remarks

156. Remarks

157. Remarks

158. Remarks

159. Remarks

160. Remarks

161. Remarks

162. Remarks

163. Remarks

164. Remarks

165. Remarks

166. Remarks

167. Remarks

168. Remarks

169. Remarks

170. Remarks

171. Remarks

172. Remarks

173. Remarks

174. Remarks

175. Remarks

176. Remarks

177. Remarks

178. Remarks

179. Remarks

180. Remarks

181. Remarks

182. Remarks

183. Remarks

184. Remarks

185. Remarks

186. Remarks

187. Remarks

188. Remarks

189. Remarks

190. Remarks

191. Remarks

192. Remarks

193. Remarks

194. Remarks

195. Remarks

196. Remarks

197. Remarks

198. Remarks

199. Remarks

200. Remarks

201. Remarks

202. Remarks

203. Remarks

204. Remarks

205. Remarks

206. Remarks

207. Remarks

208. Remarks

209. Remarks

210. Remarks

211. Remarks

212. Remarks

213. Remarks

214. Remarks

215. Remarks

216. Remarks

217. Remarks

218. Remarks

219. Remarks

220. Remarks

221. Remarks

222. Remarks

223. Remarks

224. Remarks

225. Remarks

226. Remarks

227. Remarks

228. Remarks

229. Remarks

230. Remarks

231. Remarks

232. Remarks

233. Remarks

234. Remarks

235. Remarks

236. Remarks

237. Remarks

238. Remarks

239. Remarks

240. Remarks

241. Remarks

242. Remarks

243. Remarks

244. Remarks

245. Remarks

246. Remarks

247. Remarks

248. Remarks

249. Remarks

250. Remarks

251. Remarks

252. Remarks

253. Remarks

254. Remarks

255. Remarks

256. Remarks

257. Remarks

258. Remarks

259. Remarks

260. Remarks

261. Remarks

262. Remarks

263. Remarks

264. Remarks

265. Remarks

266. Remarks

267. Remarks

關使

株式第14条 削除
株式第14条の2 削除
様式第15条(第27条の3、第28条、第31条
及び第50条の3関係)

様式第15の4(第27条の2及び第28条の3関係) (同様略記) 第34、同35、同36、同37
・第46、同47、同48、同49、同50、同51、同52、同53、同54、同55、同56

| | |
|--|-------------------|
| ADDITION OF PRIORITY CLAIM | |
| 1. Committor of the Patent Office | |
| 2. Identification of the International Application | |
| 3. Applicant (or Patent Representative) | |
| Name : _____ | Signature : _____ |
| Address : _____ | |
| Country of nationality : | |
| Country of residence : | |
| 4. Agent: | |
| Name : _____ | Signature : _____ |
| Address : _____ | |
| 5. Identification of the Added Priority Application
(如果有) | |

様式第1の摘要1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の摘要1から5まで、7及び8、様式第3の3の摘要1、様式第3の4の摘要2及び3、様式第11の7の摘要3並びに様式第13の3の摘要1と同様とする。

| | | |
|---|-----------------|---|
| 株式会社アーバン | | （本店住所）
〒107-0052 東京都港区六本木一丁目
（郵便番号）
107-0052 東京都港区六本木一丁目
（電話番号）
03-5542-1111 |
| RENEWAL OF YOUR RIGHT OF PRIORITY | | |
| The Committee of The Patent Office | | |
| 1. Identification of the Inventor(s) / Applicant(s) | | |
| 2. Application (Correspondence Relationship) | | |
| Name - | Signature _____ | |
| Address - | | |
| Country of residence - | | |
| 3. Agent | Signature _____ | |
| Name - | | |
| Address - | | |
| Right of priority to be renewed | | |
| Reason for continuation | | |
| List of the Attached Documents | | |
| (備考) | | |
| 1. 前回の特許出願から1年以内で、第9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 162, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173, 174, 175, 176, 177, 178, 179, 180, 181, 182, 183, 184, 185, 186, 187, 188, 189, 190, 191, 192, 193, 194, 195, 196, 197, 198, 199, 200, 201, 202, 203, 204, 205, 206, 207, 208, 209, 210, 211, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 218, 219, 220, 221, 222, 223, 224, 225, 226, 227, 228, 229, 230, 231, 232, 233, 234, 235, 236, 237, 238, 239, 240, 241, 242, 243, 244, 245, 246, 247, 248, 249, 250, 251, 252, 253, 254, 255, 256, 257, 258, 259, 259, 260, 261, 262, 263, 264, 265, 266, 267, 268, 269, 269, 270, 271, 272, 273, 274, 275, 276, 277, 278, 279, 279, 280, 281, 282, 283, 284, 285, 286, 287, 288, 289, 289, 290, 291, 292, 293, 294, 295, 296, 297, 298, 299, 299, 300, 301, 302, 303, 304, 305, 306, 307, 308, 309, 309, 310, 311, 312, 313, 314, 315, 316, 317, 318, 319, 319, 320, 321, 322, 323, 324, 325, 326, 327, 328, 329, 329, 330, 331, 332, 333, 334, 335, 336, 337, 338, 339, 339, 340, 341, 342, 343, 344, 345, 346, 347, 348, 349, 349, 350, 351, 352, 353, 354, 355, 356, 357, 358, 359, 359, 360, 361, 362, 363, 364, 365, 366, 367, 368, 369, 369, 370, 371, 372, 373, 374, 375, 376, 377, 378, 379, 379, 380, 381, 382, 383, 384, 385, 386, 387, 388, 389, 389, 390, 391, 392, 393, 394, 395, 396, 397, 398, 399, 399, 400, 401, 402, 403, 404, 405, 406, 407, 408, 409, 409, 410, 411, 412, 413, 414, 415, 416, 417, 418, 419, 419, 420, 421, 422, 423, 424, 425, 426, 427, 428, 429, 429, 430, 431, 432, 433, 434, 435, 436, 437, 438, 439, 439, 440, 441, 442, 443, 444, 445, 446, 447, 448, 449, 449, 450, 451, 452, 453, 454, 455, 456, 457, 458, 459, 459, 460, 461, 462, 463, 464, 465, 466, 467, 468, 469, 469, 470, 471, 472, 473, 474, 475, 476, 477, 478, 479, 479, 480, 481, 482, 483, 484, 485, 486, 487, 488, 489, 489, 490, 491, 492, 493, 494, 495, 496, 497, 498, 499, 499, 500, 501, 502, 503, 504, 505, 506, 507, 508, 509, 509, 510, 511, 512, 513, 514, 515, 516, 517, 518, 519, 519, 520, 521, 522, 523, 524, 525, 526, 527, 528, 529, 529, 530, 531, 532, 533, 534, 535, 536, 537, 538, 539, 539, 540, 541, 542, 543, 544, 545, 546, 547, 548, 549, 549, 550, 551, 552, 553, 554, 555, 556, 557, 558, 559, 559, 560, 561, 562, 563, 564, 565, 566, 567, 568, 569, 569, 570, 571, 572, 573, 574, 575, 576, 577, 578, 579, 579, 580, 581, 582, 583, 584, 585, 586, 587, 588, 589, 589, 590, 591, 592, 593, 594, 595, 596, 597, 598, 598, 599, 599, 600, 601, 602, 603, 604, 605, 606, 607, 608, 609, 609, 610, 611, 612, 613, 614, 615, 616, 617, 618, 619, 619, 620, 621, 622, 623, 624, 625, 626, 627, 628, 629, 629, 630, 631, 632, 633, 634, 635, 636, 637, 638, 639, 639, 640, 641, 642, 643, 644, 645, 646, 647, 648, 649, 649, 650, 651, 652, 653, 654, 655, 656, 657, 658, 659, 659, 660, 661, 662, 663, 664, 665, 666, 667, 668, 669, 669, 670, 671, 672, 673, 674, 675, 676, 677, 678, 679, 679, 680, 681, 682, 683, 684, 685, 686, 687, 688, 689, 689, 690, 691, 692, 693, 694, 695, 696, 697, 698, 698, 699, 699, 700, 701, 702, 703, 704, 705, 706, 707, 708, 709, 709, 710, 711, 712, 713, 714, 715, 716, 717, 718, 719, 719, 720, 721, 722, 723, 724, 725, 726, 727, 728, 729, 729, 730, 731, 732, 733, 734, 735, 736, 737, 738, 739, 739, 740, 741, 742, 743, 744, 745, 746, 747, 748, 749, 749, 750, 751, 752, 753, 754, 755, 756, 757, 758, 759, 759, 760, 761, 762, 763, 764, 765, 766, 767, 768, 769, 769, 770, 771, 772, 773, 774, 775, 776, 777, 778, 779, 779, 780, 781, 782, 783, 784, 785, 786, 787, 788, 789, 789, 790, 791, 792, 793, 794, 795, 796, 797, 798, 798, 799, 799, 800, 801, 802, 803, 804, 805, 806, 807, 808, 809, 809, 810, 811, 812, 813, 814, 815, 816, 817, 818, 819, 819, 820, 821, 822, 823, 824, 825, 826, 827, 828, 829, 829, 830, 831, 832, 833, 834, 835, 836, 837, 838, 839, 839, 840, 841, 842, 843, 844, 845, 846, 847, 848, 849, 849, 850, 851, 852, 853, 854, 855, 856, 857, 858, 859, 859, 860, 861, 862, 863, 864, 865, 866, 867, 868, 869, 869, 870, 871, 872, 873, 874, 875, 876, 877, 878, 879, 879, 880, 881, 882, 883, 884, 885, 886, 887, 888, 889, 889, 890, 891, 892, 893, 894, 895, 896, 897, 898, 898, 899, 899, 900, 901, 902, 903, 904, 905, 906, 907, 908, 909, 909, 910, 911, 912, 913, 914, 915, 916, 917, 918, 919, 919, 920, 921, 922, 923, 924, 925, 926, 927, 928, 929, 929, 930, 931, 932, 933, 934, 935, 936, 937, 938, 939, 939, 940, 941, 942, 943, 944, 945, 946, 947, 948, 949, 949, 950, 951, 952, 953, 954, 955, 956, 957, 958, 959, 959, 960, 961, 962, 963, 964, 965, 966, 967, 968, 969, 969, 970, 971, 972, 973, 974, 975, 976, 977, 978, 979, 979, 980, 981, 982, 983, 984, 985, 986, 987, 988, 989, 989, 990, 991, 992, 993, 994, 995, 996, 997, 998, 998, 999, 999, 1000, 1001, 1002, 1003, 1004, 1005, 1006, 1007, 1008, 1009, 1009, 1010, 1011, 1012, 1013, 1014, 1015, 1016, 1017, 1018, 1019, 1019, 1020, 1021, 1022, 1023, 1024, 1025, 1026, 1027, 1028, 1029, 1029, 1030, 1031, 1032, 1033, 1034, 1035, 1036, 1037, 1038, 1039, 1039, 1040, 1041, 1042, 1043, 1044, 1045, 1046, 1047, 1048, 1049, 1049, 1050, 1051, 1052, 1053, 1054, 1055, 1056, 1057, 1058, 1059, 1059, 1060, 1061, 1062, 1063, 1064, 1065, 1066, 1067, 1068, 1069, 1069, 1070, 1071, 1072, 1073, 1074, 1075, 1076, 1077, 1078, 1079, 1079, 1080, 1081, 1082, 1083, 1084, 1085, 1086, 1087, 1088, 1089, 1089, 1090, 1091, 1092, 1093, 1094, 1095, 1096, 1097, 1098, 1098, 1099, 1099, 1100, 1101, 1102, 1103, 1104, 1105, 1106, 1107, 1108, 1109, 1109, 1110, 1111, 1112, 1113, 1114, 1115, 1116, 1117, 1118, 1119, 1119, 1120, 1121, 1122, 1123, 1124, 1125, 1126, 1127, 1128, 1129, 1129, 1130, 1131, 1132, 1133, 1134, 1135, 1136, 1137, 1138, 1139, 1139, 1140, 1141, 1142, 1143, 1144, 1145, 1146, 1147, 1148, 1149, 1149, 1150, 1151, 1152, 1153, 1154, 1155, 1156, 1157, 1158, 1159, 1159, 1160, 1161, 1162, 1163, 1164, 1165, 1166, 1167, 1168, 1169, 1169, 1170, 1171, 1172, 1173, 1174, 1175, 1176, 1177, 1178, 1179, 1179, 1180, 1181, 1182, 1183, 1184, 1185, 1186, 1187, 1188, 1189, 1189, 1190, 1191, 1192, 1193, 1194, 1195, 1196, 1197, 1198, 1198, 1199, 1199, 1200, 1201, 1202, 1203, 1204, 1205, 1206, 1207, 1208, 1209, 1209, 1210, 1211, 1212, 1213, 1214, 1215, 1216, 1217, 1218, 1219, 1219, 1220, 1221, 1222, 1223, 1224, 1225, 1226, 1227, 1228, 1229, 1229, 1230, 1231, 1232, 1233, 1234, 1235, 1236, 1237, 1238, 1239, 1239, 1240, 1241, 1242, 1243, 1244, 1245, 1246, 1247, 1248, 1249, 1249, 1250, 1251, 1252, 1253, 1254, 1255, 1256, 1257, 1258, 1259, 1259, 1260, 1261, 1262, 1263, 1264, 1265, 1266, 1267, 1268, 1269, 1269, 1270, 1271, 1272, 1273, 1274, 1275, 1276, 1277, 1278, 1279, 1279, 1280, 1281, 1282, 1283, 1284, 1285, 1286, 1287, 1288, 1289, 1289, 1290, 1291, 1292, 1293, 1294, 1295, 1296, 1297, 1298, 1298, 1299, 1299, 1300, 1301, 1302, 1303, 1304, 1305, 1306, 1307, 1308, 1309, 1309, 1310, 1311, 1312, 1313, 1314, 1315, 1316, 1317, 1318, 1319, 1319, 1320, 1321, 1322, 1323, 1324, 1325, 1326, 1327, 1328, 1329, 1329, 1330, 1331, 1332, 1333, 1334, 1335, 1336, 1337, 1338, 1339, 1339, 1340, 1341, 1342, 1343, 1344, 1345, 1346, 1347, 1348, 1349, 1349, 1350, 1351, 1352, 1353, 1354, 1355, 1356, 1357, 1358, 1359, 1359, 1360, 1361, 1362, 1363, 1364, 1365, 1366, 1367, 1368, 1369, 1369, 1370, 1371, 1372, 1373, 1374, 1375, 1376, 1377, 1378, 1379, 1379, 1380, 1381, 1382, 1383, 1384, 1385, 1386, 1387, 1388, 1389, 1389, 1390, 1391, 1392, 1393, 1394, 1395, 1396, 1397, 1398, 1398, 1399, 1399, 1400, 1401, 1402, 1403, 1404, 1405, 1406, 1407, 1408, 1409, 1409, 1410, 1411, 1412, 1413, 1414, 1415, 1416, 1417, 1418, 1419, 1419, 1420, 1421, 1422, 1423, 1424, 1425, 1426, 1427, 1428, 1429, 1429, 1430, 1431, 1432, 1433, 1434, 1435, 1436, 1437, 1438, 1439, 1439, 1440, 1441, 1442, 1443, 1444, 1445, 1446, 1447, 1448, 1449, 1449, 1450, 1451, 1452, 1453, 1454, 1455, 1456, 1457, 1458, 1459, 1459, 1460, 1461, 1462, 1463, 1464, 1465, 1466, 1467, 1468, 1469, 1469, 1470, 1471, 1472, 1473, 1474, 1475, 1476, 1477, 1478, 1479, 1479, 1480, 1481, 1482, 1483, 1484, 1485, 1486, 1487, 1488, 1489, 1489, 1490, 1491, 1492, 1493, 1494, 1495, 1496, 1497, 1498, 1498, 1499, 1499, 1500, 1501, 1502, 1503, 1504, 1505, 1506, 1507, 1508, 1509, 1509, 1510, 1511, 1512, 1513, 1514, 1515, 1516, 1517, 1518, 1519, 1519, 1520, 1521, 1522, 1523, 1524, 1525, 1526, 1527, 1528, 1529, 1529, 1530, 1531, 1532, 1533, 1534, 1535, 1536, 1537, 1538, 1539, 1539, 1540, 1541, 1542, 1543, 1544, 1545, 1546, 1547, 1548, 1549, 1549, 1550, 1551, 1552, 1553, 1554, 1555, 1556, 1557, 1558, 1559, 1559, 1560, 1561, 1562, 1563, 1564, 1565, 1566, 1567, 1568, 1569, 1569, 1570, 1571, 1572, 1573, 1574, 1575, 1576, 1577, 1578, 1579, 1579, 1580, 1581, 1582, 1583, 1584, 1585, 1586, 1587, 1588, 1589, 1589, 1590, 1591, 1592, 1593, 1594, 1595, 1596, 1597, 1598, 1598, 1599, 1599, 1600, 1601, 1602, 1603, 1604, 1605, 1606, 1607, 1608, 1609, 1609, 1610, 1611, 1612, 1613, 1614, 1615, 1616, 1617, 1618, 1619, 1619, 1620, 1621, 1622, 1623, 1624, 1625, 1626, 1627, 1628, 1629, 1629, 1630, 1631, 1632, 1633, 1634, 1635, 1636, 1637, 1638, 1639, 1639, 1640, 1641, 1642, 1643, 1644, 1645, 1646, 1647, 1648, 1649, 1649, 1650, 1651, 1652, 1653, 1654, 1655, 1656, 1657, 1658, 1659, 1659, 1660, 1661, 1662, 1663, 1664, 1665, 1666, 1667, 1668, 1669, 1669, 1670, 1671, 1672, 1673, 1674, 1675, 1676, 1677, 1678, 1679, 1679, 1680, 1681, 1682, 1683, 1684, 1685, 1686, 1687, 1688, 1689, 1689, 1690, 1691, 1692, 1693, 1694, 1695, 1696, 1697, 1698, 1698, 1699, 1699, 1700, 1701, 1702, 1703, 1704, 1705, 1706, 1707, 1708, 1709, 1709, 1710, 1711, 1712, 1713, 1714, 1715, 1716, 1717, 1718, 1719, 1719, 1720, 1721, 1722, 1723, 1724, 1725, 1726, 1727, 1728, 1729, 1729, 1730, 1731, 1732, 1733, 1734, 1735, 1736, 1737, 1738, 1739, 1739, 1740, 1741, 1742, 1743, 1744, 1745, 1746, 1747, 1748, 1749, 1749, 1750, 1751, 1752, 1753, 1754, 1755, 1756, 1757, 1758, 1759, 1759, 1760, 1761, 1762, 1763, 1764, 1765, 1766, 1767, 1768, 1769, 1769, 1770, 1771, 1772, 1773, 1774, 1775, 1776, 1777, 1778, 1779, 1779, 1780, 1781, 1782, 1783, 1784, 1785, 1786, 1787, 1788, 1789, 1789, 1790, 1791, 1792, 1793, 1794, 1795, 1796, 1797, 1798, 1798, 1799, 1799, 1800, 1801, 1802, 1803, 1804, 1805, 1806, 1807, 1808, 1809, 1809, 1810, 1811, 1812, 1813, 1814, 1815, 1816, 1817, 1818, 1819, 1819, 1820, 1821, 1822, 1823, 1824, 1825, 1826, 1827, 1828, 1829, 1829, 1830, 1831, 1832, 1833, 1834, 1835, 1836, 1837, 1838, 1839, 1839, 1840, 1841, 1842, 1843, 1844, 1845, 1846, 1847, 1848, 1849, 1849, 1850, 1851, 1852, 1853, 1854, 1855, 1856, 1857, 1858, 1859, 1859, 1860, 1861, 1862, 1863, 1864, 1865, 1866, 1867, 1868, 1869, 1869, 1870, 1871, 1872, 1873, 1874, 1875, 1876, 1877, 1878, 1879, 1879, 1880, 1881, 1882, 1883, 1884, 1885, 1886, 1887, 1888, 1889, 1889, 1890, 1891, 1892, 1893, 1894, 1895, 1896, 1897, 1898, 1898, 1899, 1899, 1900, 1901, 1902, 1903, 1904, 1905, 1906, 1907, 1908, 1909, 1909, 1910, 1911, 1912, 1913, 1914, 1915, 1916, 1917, 1918, 1919, 1919, 1920, 1921, 1922, 1923, 1924, 1925, 1926, 1927, 1928, 1929, 1929, 1930, 1931, 1932, 1933, 1934, 1935, 1936, 1937, 1938, 1939, 1939, 1940, 1941, 1942, 1943, 1944, 1945, 1946, 1947, 1948, 1949, 1949, 1950, 1951, 1952, 1953, 1954, 1955, 1956, 1957, 1958, 1959, 1959, 1960, 1961, 1962, 1963, 1964, 1965, 1966, 1967, 1968, 1969, 1969, 1970, 1971, 1972, 1973, 1974, 1975, 1976, 1977, 1978, 1979, 1979, 1980, 1981, 1982, 1983, 1984, 1985, 1986, 1987, 1988, 1989, 1989, 1990, 1991, 1992, 1993, 1994, 1995, 1996, 1997, 1998, 1998, | | |

第5回 15の回目 (特許出願用紙) (特許出願手続、特許登録手続、特許権の権利制限)

RELATION FOR RESTRICTION OF RIGHT OF PRIORITY

The Commissioner of the Patent Office

1. Identification of the International Application
2. Application (German Representative)

Note: _____ Signature: _____
 Address: _____
 Country of nationality: _____
 Country of residence: _____

3. Agent

Name: _____ Signature: _____
 Address: _____

4. Right of priority to be exercised
5. Reasons for restriction
6. List of Abstinent Countries

備考欄
 特許出願の特徴を記入する場合、9、14、15、30及び31、機械式第1の各欄
 16と53、7及び8、機械式第2の各欄、機械式第3の4の各欄及び
 3、機械式第4の各欄に記入する旨の記載を機械式第5の各欄に記入し、併びに同欄
 16と53、7及び8、機械式第2の各欄、機械式第3の4の各欄及び
 3、機械式第4の各欄に記入する旨の記載を機械式第5の各欄に記入し、併びに同欄

| | |
|---|--|
| 株式会社(本店名)(略) | |
| 所在地(都道府県市町村)：〒 <u> </u> 東京都 <u> </u> 区 <u> </u> 町 <u> </u> 番地 <u> </u> | |
| 郵便番号(郵便番号)： <u> </u> | |
| 電話番号(内線番号)： <u> </u> | |
| 代表者(会社名)： <u> </u> (筆名： <u> </u>) | |
| 性別
男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> | |
| 年齢
歳 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> | |
| 会員登録料(会員登録料)： <u> </u> 円 | |
| 会員登録料の支払方法(支払方法)： | |
| □現金支払い | |
| □銀行振込 | |
| □クレジットカード | |
| □その他(記入欄)： <u> </u> | |
| 備考欄(備考欄)： | |
| 備考欄(備考欄)：本規約は、1か月以内に、1回まで35万、37、39、40及び42、45歳以下の、3つの条件を満たす人、3歳及び4歳以上は60歳以上の者の間で、保険料を支拂う。 | |

| | |
|--|--|
| FEE PAYMENT FORM FOR INTERNATIONAL TRADE | |
| FOR THE FILING OF AN APPLICATION FOR INTERNATIONAL TRADE | |
| 1. Identification of the Office | |
| 1. Identification of the International Application | |
| 2. Identification of the Inventor(s) | |
| 3. Identification of the Assignee | |
| 4. Identification of the Representative | |
| 5. Identification of the Attorney | |
| 6. Date of Invention | |
| 7. Date of Application | |
| 8. Designated States of the International File | |
| 9. List of Attached Document | |

様式第20及び様式第20の2 削除

様式第20の4（第49条の2関係）

樣式第二十一 削除

株式会社トヨタ（本店）
（郵便番号：460-0001 地域：名古屋市中区新栄町1-1
電話番号：052-251-1111（内線）～1118（外線））

REPLY AGREEMENT

To: Examiner of the Patent Office
 1 Identification of the Externalized Applicant
 2 Applicant (Contract Representative)
 Name: _____ Signature: _____
 Address: _____
 Country of nationality: _____
 Country of residence: _____

3 Agent
 Name: _____ Signature: _____
 Address: _____
 4 Subject Matter or Body (Argued)
 List of Attended Document(s)

（注）前記の「申請者」の欄と「代理人」の欄のうち少なくとも一つの箇項にあっては、REPLYLV.
 その他の事項については、REPLYLV.
 5 他の意見を述べる場合は、上記欄の下に記入する。
 6 本件に対する意見を述べる場合は、上記欄の下に記入する。
 7 本件に対する意見を述べる場合は、上記欄の下に記入する。
 8 本件に対する意見を述べる場合は、上記欄の下に記入する。
 9 本件に対する意見を述べる場合は、上記欄の下に記入する。
 10 本件に対する意見を述べる場合は、上記欄の下に記入する。

第式表24 (被用済み) (被用済み) (被用済み) (被用済み) (被用済み) (被用済み)

申請者(被用済み)の申出書

被用済みの登録者

1 国籍、性別
2 国籍、性別(代用)
名(本名) (略名: _____)
姓(本姓) (略姓: _____)
性別 _____
年齢 _____
3 代 球 人
名(本名) (略名: _____)
姓(本姓) (略姓: _____)
4 申出の事由
1 「被用済み」の登録者は、日本に被用済み登録を希望する旨及び
被用済み登録の希望する旨(以下「被用済み登録の希望」といいます)。
2 その結果、被用済み登録の結果として、15歳未満で、12歳、16歳
及び被用済み登録の2つの登録を1つとする旨(以下「被用済み登録の希望」といいます)。

式様24-2 (F-1) (F-1A) (F-1B)
提出書類の範囲、取扱い規則等、手帳の規定による
申請書類の範囲、取扱い規則等、手帳の規定による

**NOTIFICATION OR REQUEST FOR START OF INTERNATIONAL
PREDIQUANT EXAMINATION**

To: *Commissioner of the Patent Office*

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Contract Representative)

Name: _____ Signature: _____
Address:
Country of nationality:
Country of residence:

3 Agent

Name: _____ Signature: _____
Address:

4 Project or Notice(s)

(1) 「Partner (Notification)」欄に記入。附属書類の範囲を示す旨
「To (who will take each step) according to Article 19」記入
する。

(2) その他の、式様21の構成1から構成4まで、13、14、16及び17、
構成2の構成1から構成3まで、2及び3、式様23の構成1並びに
構成2の構成1及び構成2用紙。

| 株式会社の取扱い | | 個人の取扱い | |
|-------------|--------|--------|-----------|
| 1. 購入の方法 | （株式会社） | （個人） | （略号）_____ |
| 2. 買取の方法 | （株式会社） | （個人） | （略号）_____ |
| 3. 保有の方法 | （株式会社） | （個人） | （略号）_____ |
| 4. 他の会員との対象 | （株式会社） | （個人） | （略号）_____ |

様式第25 削除
様式第25の2 削除
様式第26（第七七条関係）

様式第27の3 削除
様式第28 削除
様式第28の2 削除
様式第29（第31条の2関係）

8 その他の様式第1の備考1から5まで、20及び21並びに様式第3の備考1、2、6から8まで、15、16、19及び20と同様とする。